

# 松戸市教育委員会会議録

平成27年2月定例会

# 松戸市教育委員会会議録

平成27年2月定例

開 会	平成27年2月13日 (金) 14時00分	閉 会	平成27年2月13日 (金) 19時22分	
署名委員	委員長 關 英 昭	委 員	瀧田 泰子	
出席委員 氏 名	委員長 關 英 昭	○	委 員 市 場 卓	○
	委員長職務代理者 瀧田 泰子	○	委 員 山 田 達 郎	○
	委 員 松 田 素 行	○	教育長 伊 藤 純 一	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 27 年 2 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び 職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	青柳 洋一	21	教育施設課 課長	森 擁雄
2	学校教育部 部長	大井 徹	22	〃 課長補佐	渡部 優樹
3	〃 参事監	門 良英	23	社会教育課 課長	海老沢 健司
4	教育企画課 課長	宮間 秀二	24	〃 課長補佐	町山 茂昭
5	〃 専門監	関 聡	25	生涯学習推進課 課長	鈴田 正則
6	〃 専門監	渡邊 和宣	26	〃 課長補佐	夏井 寿
7	〃 課長補佐	中野 幸子	27	〃 主幹	小野寺くみ子
8	〃 課長補佐	加藤 将秀	28	〃 主幹	東海 和代
9	〃 主幹	横田 浩一	29	〃 主事	前野 恵志
10	〃 指導主事	大野 寿	30	スポーツ課 課長	米本 恭輔
11	〃 主査	根岸 亮子	31	〃 課長補佐	加藤 広之
12	〃 主査	藤中 孝一	32	〃 課長補佐	齋藤 健司
13	〃 主査	斉藤 政彦	33	〃 主事	金澤 輝明
14	〃 主任主事	橋本 欣之	34	市民会館 専門監	大村 雅英
15	〃 主事	伊藤 翔	35	〃 課長補佐	原 康孝
16	教育情報センター 所長	臼井 眞美	36	図書館 館長	中川 礼治
17	〃 所長補佐	松本 鉄郎	37	〃 課長補佐	山田 泰子
18	教育財務課 課長	鈴木 三津代	38	戸定歴史館 館長	田岡 恵子
19	〃 課長補佐	三根 秀洋	39	〃 館長補佐	斉藤 洋一
20	〃 主幹	三田村 英俊	40	博物館 次長	林 総太郎

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 27 年 2 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び 職制名	氏 名
41	学務課 課長	久保木 晃一	61		
42	” 課長補佐	高橋 信一	62		
43	指導課 課長	田迎 宏之	63		
44	” 課長補佐	生貝 博子	64		
45	” 課長補佐	山口 昌郎	65		
46	保健体育課 課長	浅井 康正	66		
47	” 課長補佐	石井 和行	67		
48	” 課長補佐	大谷 直樹	68		
49	” 課長補佐	内堀 佳子	69		
50	” 指導主事	高谷 昌	70		
51	” 主事	野上 さくら	71		
52	” 主事	秋池 一輝	72		
53	学校給食担当室 室長	菊地 治秀	73		
54	” 主幹	渡邊 亜紀	74		
55	教育研究所 所長	山口 明	75		
56	市立高校 事務長	石村 栄一	76		
57	” 事務長補佐	岩渕 宏志	77		
58	行政経営課 課長	渡部 俊典	78		
59	” 専門監	伊東 朱美	79		
60			80		

## 平成27年2月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成27年2月13日（金） 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

### 3 議 題

#### (1) 議 案

##### ① 議案第65号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について (博物館・教育研究所) … p1

##### ② 議案第66号

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
(教育企画課) … p4

##### ③ 議案第67号

平成27年度教育委員会組織定数及び平成27年4月1日付教育委員会  
職員（市費負担職員）に係る人事異動基本方針の制定について  
(教育企画課) … p7

##### ④ 議案第68号

平成27年度松戸市教育施策基本方針について (教育企画課) … p9

##### ⑤ 議案第69号

平成26年度3月教育費補正予算について (教育企画課) … p10

##### ⑥ 議案第70号

平成27年度教育費予算について (教育企画課) … p19

##### ⑦ 議案第71号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について (教育企画課) … p50

(2) 報告等

① 松戸市スポーツ施設基本構想について

(スポーツ課)

4 その他

**委員長** 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、6名の方から傍聴したい旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

---

◎開 会

**委員長** ただいまから平成27年2月定例教育委員会会議を開催いたします。

---

◎会議録署名委員の指名

**委員長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を瀧田委員にお願いします。

---

◎議案の提出

**委員長** 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案7件、報告等1件となっております。

議案には、教育施策方針、補正予算、来年度予算等、重い課題があります。時間が少々かかるかと思いますが、ご協力をお願いします。昨年のこの会議は7時過ぎまでかかりましたが、今年は何とか7時前に終了したいと思います。途中、折を見て休憩を入れたいと思いますが傍聴人の方は、その休憩の時間を見て今後の傍聴をお考えください。

---

◎議案第65号

**委員長** それでは、初めに、議案第65号「特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。ご説明願います。

**博物館次長** 議案第65号「特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を、3月定例議会に別紙のとおり提出するよう市長に申し出るものでござい

ます。

提案理由は、附属機関の見直しに伴い、教育研究所所員及び博物館協議会委員にかかわる規定を整備するためでございます。

改正の具体的な内容につきましては別紙をご覧ください。特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の別表2中、これは附属機関の委員が受ける報酬の額でございますが、教育研究所所員の項を削り、同表に松戸市立博物館協議会委員、日額8,500円を加えるものでございます。また、別表4中、これは市外出張の費用弁償でございますが、教育研究所所員の項を削るものでございます。いずれも今年度、市全体で取り組んでおります附属機関の見直しの中で、附属機関の運用状況と規定の整備内容の整合性を図ったものでございます。なお、特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の所管は総務部人事課であることから、所要の改正を市長に申し出るものでございます。

以上、議案第65号「特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」のご説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**委員長** ありがとうございます。

議案第65号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

**山田委員** それでは、確認のためにご質問させていただきたいと思います。

別表2の教育研究所所員の項を削除されたこと、それから博物館協議会の委員について追加されたこと、いずれもこれは支給額に関して実質的には何か変化が起きているのでしょうか。組織改正に伴って文言と条項の整理をするものなのかと思って読んではいらっしゃるんですけども、例えばその後の別表4ですと、教育研究所所員のところが項がなくなるということで、金額自体がここだけ他の委員会の委員とは違う金額でしたから、統一されたとすれば、ここは金額が実質的に変わったのかを教えてくださいたいと思います。

**教育研究所長** 教育研究所所員の業務ですが、社会科、理科等の副読本の編集等を、市内の小・中学校の教員に依頼しておりました。平成11年度以降、任用事務の見直しを行い、いわゆる報奨制度ではなく校務出張扱いをお願いすることになりました。業務としては残っておりますが、任用実態としてはなくなったということでございます。

**博物館次長** 博物館協議会委員につきましては、山田委員ご指摘のとおり、現状について何ら変更があるものではございません。20年前に博物館協議会が設置された当時の規定の整備の仕方の中で、今回こちらに挙げております特別職の報酬のほうの一覧表に載せるという手続



ではなく、博物館独自で特別職の報酬の規定に準じて今までやってまいりましたが、先ほど申し上げたとおり、今年度さまざまな見直しを図った中で、できるだけ同様の委員会については規定についても均衡を図ろうという考え方の中で、今回こちらのほうに載せていただくこととした次第です。

**山田委員** ありがとうございます。

**松田委員** 全貌がわからないので、それを教えていただきたい。つまり、こういった委員という特別職は、教育委員会の所管するものとしてどれぐらいあるのでしょうか。

**教育研究所長** 私どもの教育研究所に関する部分ですと、就学指導委員が特別職の扱いになっております。ほかのところは私の所管ではないのでわかりません。申しわけございません。

**委員長** 松田委員がお聞きになった、全貌が見えないというのは、その点なんです。ちょっと口を挟んでごめんなさいね。我々がいただいている「松戸の教育」が参考になると思います。ここには学区審議会委員、学童災害共済審議会委員、今おっしゃった就学指導委員会委員、社会教育委員、文化財審議会委員、美術品等選定評価委員、その他あります。これが我々が管轄するところの委員だと思っていいんでしょうかということですよ。

**松田委員** そういうことなんです。全体について教えてください。

**教育企画課長** この条例には、ほぼ松戸市の特別職、例えば皆様方のような教育委員それから選挙管理委員会の委員といった執行機関の委員、それから附属機関の委員、おおよそ松戸市の非常勤の特別職と言われる方は全て入っていると思います。特別、別の条例で定めているのは恐らくないんじゃないかと思いますが、ほぼ99%入っていると思っています。ですからこの特別職の給与及び費用弁償に関する条例の別表には全部入っていると思っています。

**委員長** その別表一覧が欲しかったわけですね。

**松田委員** そうです。それが全貌をあらわすものであれば何かの機会に表をいただければありがたい。それでは次の質問に入らせていただきます。このたびの委員については、日額制で8,500円となっていますが、以前の会議の中で美術品等に係る委員については、2万円であったと記憶に残っています。するとこの辺の整合はどのように図られているのでしょうか。

**博物館次長** 今年度、附属機関の見直しを図っている中で、12月の議会のほうに教育委員会会議の皆様にもご審議をいただきまして、博物館の資料選定委員会と今お話のあった美術館の委員会につきましては、条例ではなく要綱という形で定めておりましたので、均衡を図って全部そういったものについては、一律条例化しましょうという形で条例化をしたという一つ

の見直し事業がございました。

今回のものにつきましては、今度、報酬の支給の仕方について均衡を図りましょうという形の中で、今回、均衡を図ったわけでございますが、金額につきましては8,500円というものが大多数なんですけれども、今、松田委員からお話のあった博物館の資料選定委員会と美術品の選定委員会、それと市のほうですと介護保険の関係の介護認定に関する審査会、そういったものについては、こういった委員会に参加していただいている委員さんには申しにくいような表現かもしれませんが、ご負担のかかり方が大分違うという考え方もございまして、特別そちらのものについては金額設定が高うございます。それ以外の一般的なこういう会議の中で問題解決をお願いするような委員会については、通常は8,500円という形をとっているところでございます。

**松田委員** ご説明ありがとうございます。

今の負担のかかり方というのは、これは責任とかそういうものではなくて仕事量という、そういうことでしょうか。

**博物館次長** 業務量のことも含めて前回ご説明申し上げたと思いますけれども、博物館ですとか美術館のほうの資料の関係ですと、多いときですと数千点に及ぶような資料の調査・審議をいただいております。また、先ほどちょっと触れましたが、私の所管ではございませんけれども、介護保険の認定審査についても毎回大量のボリュームのあるような審査もしていただいている、また、そういったご負担ということでご理解を賜ればと思います。

**委員長** 松田委員、よろしいですか。

**松田委員** はい。わかりました。結構です。これ以上の質問はありません。

**委員長** ちょっと質問ですが、教育研究所所員の分が両方の別表から削除されているというのはどういう意味に理解したらよいですか。

**教育研究所長** 任用事務の方法、やり方、事務を見直しに伴い、任用の実態がなくなったことで、削除をお願いしました。

**委員長** ということは、簡単に言えば、この人たちには日当を払わないということですか。

**教育研究所長** はい、さようでございます。

**委員長** わかりました。

そういう意味での条例の別表の改正をやるということですか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、議案第65号につきましては、これで質疑及び討論を終結し採決いたしたい

と思います。

議案第65号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** それでは、ご異議がないものと認め、議案第65号は原案どおり決定いたしました。

---

◎議案第66号

**委員長** 次に、議案第66号「松戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

**教育企画課長** 議案第66号でございますが、教育委員会におきましては、これまで業務の見直し、事務の効率化を推進し、定員の適正化を図ってまいりました。また、この間、市長部局への業務移管などもありまして、これに伴い、条例上の職員定数と実際にいる職員、現員数の……

**委員長** 企画課長、マイクの通りがあるので座ってお話し下さい。録音のほうはそれでよろしいですか。お願いします。

**教育企画課長** 現員に乖離が生じたので、職員定数の見直しが必要となりました。なお、詳細につきましては、全庁的に職員定数を管理しております行政経営課長からご説明させていただきますと思います。

**行政経営課長** 私から教育委員会事務局及び教育機関の職員の定数を減ずる理由について説明をさせていただきます。

6ページ、新旧対照条文をごらんください。区分の市長部局の職員1,992名につきましては、平成22年度以降変更しておりませんが、その間、生活保護世帯が増加している影響から、平成22年度から継続的に生活保護業務を行う職員の増員を行い、次年度で合計36名の増となる予定でございます。これまでの増員につきましては、市長部局内の中で定数のやりくりを行い対応してまいりましたが、新年度、現定数では配置できない状況となったところがございます。

しかしながら、地方公務員を取り巻く環境が厳しい昨今、市全体の定数を増員する状況ではないことから、市全体の中で定数の総数を増員せず対応できないか検討した結果、22年度以降、業務の見直し及び青少年課の市長部局への移管等により、定数と現員数の差が生じて

いる教育委員会の定数減を、教育企画課へ依頼した結果、今回、本会議に同課よりご提案するに至ったところでございます。なお、この条例の変更を実施した場合、改正後の定数と配置予定人数との差は十分確保しておりますので、配置に影響を与えることはないものと認識をしております。

私からは以上でございます。

**委員長** どうもありがとうございました。

議案第66号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

**山田委員** それでは、もうご説明があったんですけども、教育委員会事務部局の職員の数が36名減る、その分が市長部局のほうで増えるということで、現実的には支障はないということなんですが、教育委員会として結局移管した課について今まで空席といいますか、定員に満たない数でやってきたので、その実態がこの改正案で合うことになるというふうに理解していいんでしょうか。それとも現実的に教育委員会のほうで減員を、この機会にするんでしょうか。今のお話だと特に支障がないということは、実質的な減員はないというご説明かと思ったんですが、念のため確認を。

**行政経営課長** 基本的に定数につきましては上限を定めているものでございますので、この定数を変えたことによりまして、来年度以降の教育委員会の予算的に組んでいる予算定数があるんですが、それには影響は与えていないというところでございます。

**山田委員** 今まで人員的に余裕があったということですね。

**行政経営課長** 人員的には余裕がございましたので。

**山田委員** 定員までは余裕があったということですね。

**行政経営課長** 定員との余裕をもう少し圧縮させていただいたというところでございます。

**委員長** 教育長、それでよろしいんですか。

**教育長** そうです。これまでも長い間ずっと余裕がある状態に来て、病院関係とか人数をふやさなければいけない部署が出てきた関係で、市長部局のほうで調整を図ってという結果でございます。

**委員長** そうですか。教育長がそうおっしゃるなら、これは市長部局ともかなり打ち合わせをしているという理解でおります。

この件は、ここでも何回か議論しています。何回かここでやりとりしたお答えは、512まで増員してもいい数だけれども、現在は476でやっているんだというようなお答えだったと

思います。それを今度、512を476の実数に合わせようと、そういう理解でいいですか。

**教育企画課長** 476は実数ではございません。要するに上限を512から476に下げます。実数なんですけど、今のところ平成27年度の先ほど行政課長が申しました予算上の定数は459でございます。なので実際の現員数が459、定数が476でございますのでまだ少し余裕があるというか、人が余っているという意味じゃありませんけれども、まだ定数との間では余裕があるということでございます。

**委員長** そういうことですか。

**教育長** 別の言い方をすると、ほかの部署と余裕の割合が大体これで近づいてきたと、これまで市教委は余裕があり過ぎたということです。

**委員長** そうでしたか。それは認識不足でした。したがってこの数字はそういう変更なのかなと思ったんです。この数で事務局が特に業務執行上支障がないという認識であれば、我々があえてこれに対して512を死守せよなんていうことは議論はできないですね。459という数は今まで出てこなかったですね。

そういうことですね。

議案66号につきましては、その他ご質問等よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、議案第66号につきましては、これで質疑及び討論を終結し採決いたします。

議案第66号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第66号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第67号

**委員長** 次に、議案第67号「平成27年度教育委員会組織定数及び平成27年4月1日付教育委員会職員に係る人事異動基本方針の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

**教育企画課長** それでは、平成27年度教育委員会組織定数及び4月1日付教育委員会職員（市費負担職員）人事異動に係る基本方針の制定についてご説明をいたします。

提案理由は記載のとおりでございます。

ページをお開きいただきたいと思います。8ページでございます。組織定数につきまして

は、一昨年、市長部局に合わせまして教育委員会も、本部制を廃止し事務局の組織は生涯学習部と学校教育部の2部制といたしました。新年度におきましては、(仮称)関台小学校の開校、小・中学校の冷房化などの大型事業、それから社会教育部門の懸案なども多くありますが、さらなる事務事業の効果的・効率的な執行に努め、定員の適正化を図り、質の高い市民サービスの提供と健全な行財政運営の両立を目指したいと考えております。

続きまして、人事異動についてでございますが、平成27年度は、先ほど申しました大型事業のほか、新教育委員会制度の導入がございます。関台小学校の開校準備も本格化いたしますので、文字どおり真価が問われる1年となるのかなと思っております。こうしたことから、市長部局との連携の強化や業務の調整の必要性を感じるところでございます。また、市民サービスの点におきましても、より多くの市民の方が満足できるよう、職員一人一人のやる気や能力を生かせる組織を目指し、年々複雑化・高度化するさまざまな課題に対応できる人材を育成するため人事異動を行ってまいります。

まず大きな1、2でございますけれども、課題解決や目標達成に積極的に取り組める柔軟な組織を目指し、各所属で経験と知識を使った人材を幅広く活用するためにも、原則として5年以上その課に在籍する職員は異動対象といたします。ただし、また、5年に満たない職員であっても、特別な事由があつて自己申告で配置がえを希望する場合については考慮いたします。

それから3番目でございますけれども、市長部局との人材交流をあわせることによりまして、職員一人一人の個性を尊重し、モチベーションの維持ができる適材適所の人員配置及び、改革意欲のある職員の人員配置を目指してまいります。

また、4、5でございますけれども、団塊世代の退職後の組織を見据え、行政サービスの継続性を堅持できる人材を育成するためにも、新規採用で採用10年程度で3部門、管理部門、事業部門、出先機関の3つの部門の経験をさせまして、また、女性職員の登用につきましても積極的に図っていきたいと考えております。

6番目、昇任・昇格でございますけれども、年功序列に捉われず、その能力、実績に基づき、過去数年間の勤務評定が優秀な職員を対象とし、特に管理職への登用は総合的な能力評価をしております。また、ラスパイレス指数の適正化に向けまして、審議監、専門監、課長補佐クラスの管理職を適正に配置してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**委員長** どうもありがとうございました。

議案第67号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

**松田委員** タイトルについて質問させていただきます。

以前に、学校教育部のほうから県費負担教職員の人事異動方針が出された際に、確か26年度末及び平成27年というタイトルになっていて、1年間以上の方針として示されていたように思います。しかし、今回、27年4月1日付と限定して出されたということは、その極めて短期間の方針であって、1年間に例えば5月、6月に大きな事故、突発的な事故があったとか、あるいは人事配転をしなければいけないという事態になった場合に、この方針というのは適用されないという、そういう理解でよろしいでしょうか。

**教育企画課長** まず確かに今、松田委員がおっしゃっているように、今回の方針は27年4月1日付で発令する人事異動のあり方といたしますか、基本方針について制定するものでございます。現在、4月1日付での方針でございますが、実際にはもう異動の作業といたしますか、進めているというか、準備を始めているところでございます。そういった4月1日付とは申せ、ある程度スパンのある、ある程度期間を必要とする作業といたしますか、事務処理になります。

それからもう一点、その後、4月1日以降に例えば急に突発的な事情があって退職されたとか、そういう場合がそれはあろうかと思えます。そういう場合はケース・バイ・ケースと申しましょうか、例えばある職員が急に退職されたとかいうことも当然あろうかと思えますが、そういう場合は例えば臨時職員を配置するとか、そういった中でその課の業務に支障がないように配慮はしていきたい、そんなふうに考えております。

**松田委員** わかりました。確認ですが、1年間この方針が準用されると捉えてよろしいということですね。わかりました。ありがとうございます。

**教育企画課長** そのとおりでございます。

**瀧田委員** 特段にこの27年度の人事異動基本方針で、こここのところが従来とは大きく違ったというようなところは何かご説明がありますか。と申しますのは、私はいつも女性職員のところを気をつけているんですけども、女性職員というのはもう普通のことになって、実は女性管理職ということを入れていただきたいというふうに過去に言って、去年入っていたかどうか記憶にありませんが、それを意図的に抜いたのか、それとも従来どおりのもので来たのかというところを、私にとっては聞きたかったんです。

ですから従来どおりのところか、何か力を入れて強調したいのだという異動方針がありましたら、詳しく具体的にご説明いただきたいと思ったんですけども。

**教育企画課長** 今回、ご提案いたしております人事異動基本方針ですが、前年、これまでと比べて大幅に変わったというところはないかと思えます。

先ほど瀧田委員からご指摘のありました女性職員の登用の関係でございしますが、ずばり例えば女性管理職の割合を何%にしますというような方法というか、そういう打ち出し方もあるのかなとは思っています。例えば国レベルですけれども、例えば安倍内閣は、成長戦略の一環として女性の登用というのを言っていて、例えば上場企業の管理職の何割以上は女性で占めるようにというような、そういう数値目標を設定する、設定しないといった議論もなされているようですし、松戸市でもそういうことをどうかなと、そういうことはもちろんあるんですが、とりあえずという言い方は変なんですけれども、まだ松戸市全体の中で女性管理職の割合を何%にということまでは、まだ行っておらないというのが現状です。

現在どうなっているかといいますと、男女共同参画プランというのがありまして、この第4次実施計画、平成25年から29年度までの計画があるんですが、その中の目標として2つあるんです。課長補佐相当職以上、つまり管理職の男女差を減らすという目標が1つ立てられております。現状は課長補佐相当以上の占める割合、男性が34.2%、女性は9.7%、これは平成24年ですけれども、男女差で24.5ポイントあるんですが、これを減らすという目標は今立てて、29年度までで立てております。それからもう一つ、管理職だけではなくて、例えば管理職ではない方が組織する例えば市内プロジェクトなんかがあるんですが、こういうところにも女性職員が参加する割合を増やしていこうというふうに考えております。

ということで、女性管理職の登用だけが、女性管理職の割合だけが、女性職員の登用ではないというふうに今は捉えているのかなと思っております。

以上です。

**瀧田委員** そうですか。まだまだ何となく女性の生活様式と職業というのは非常に課題の大きいところですので、特別の措置がないと育っていかないかなと思えます。普通の自然に任せればだんだん縮小の方向になるかなと思っているものですから、何%とかそういうことではなく、いろいろな意味で女性の立場を有効に発揮できる職場というんですか、それを何かほかの市内にそういうプロジェクトがあるというふうな話ですが、その辺で考えずに、やはり一般の職員の中に一緒に入れ込んで、共に育っていただきたいなというふうに切に思っています。消えてしまうと多分もう誰も言う人いなくなってしまうと、この5番の文言すらなくなっていく可能性があるかなと、ちょっとそれを危惧したものですからあえて言わせていただきました。



では、ほかのところは去年度と大きなところ、ほかのところとは全て大きなあれはないということ認識してよろしいのでしょうか。

**松田委員** 関連してお伺いします。

私も5番のところは、登用という言葉を使っているのも、今よりも少しでも高い位置にという意味を含んでいるのだらうと思いました。このところで今、瀧田委員がおっしゃったような女性職員の地位向上といいますか、そういうものを積極的に図っていくという意味が含まれているのかと思いました。しかし、特別そういうわけではないということでしょうか。

**教育企画課長** 登用という意味は、今よりも高い地位につけるといふ部分ももちろん含まれております。例えば今、議会の本会議で答弁する部長職、現在は一人もおりませんが、例えばですけれども、新年度には、余り具体的に言っちゃくと、人事で憶測を呼んでもいけませんけれども、そういう方が入っていただければと私は思いますし、それから課長職でも女性の課長、それも例えば要職に女性の方がつければいいかなと、そんなふうに思っておりますので、それは私の希望というか、希望は別としても、そういった方向は今の流れとしてあると思います。

**松田委員** わかりました。

**委員長** 松田委員は相変わらず言葉に厳しいですからね。

**松田委員** 瀧田委員がご心配されたことは解決されたと考えてよいでしょうか。

**委員長** 登用には2つの意味があつて、1つは官職などに取り立てるという意味です。それともう一つは今おっしゃったように、人をそれまでより高い地位に引き上げて用いることです。

したがってこの登用がどちらを意味するかです。5番目は、「女性職員の登用」という言葉を使い、6番目の3行目では「管理職への登用に当たっては」と限定しています。使い分けているところはあるんですけれども、登用という言葉自身に、つまり5番目の言葉の中に管理職、官職への昇任をも意味するというふうに読めば、含まれているんですよ。それを2番目のように高い地位と言うと、高い地位がどこが高くどこが普通なのかわかりませんから、これだとちょっと曖昧になることは確かです。

瀧田委員が恐れているのは、せっかく今までそういう議論をしてきたのに、それがフェードアウトしてなくなってしまうのが怖い、ということです。ですから、5番目の中に官職への取り立てという意味を含むという理解をすれば、6番目と何ら矛盾はない、そういうふうにするんですが、山田委員、何かありますか。

**山田委員** それに関しては、5番に関しては一つの意見めいたものを申し上げて、それから後

で質問を1つ申し上げます。

5番に関しては、ぜひこれはご留意いただきたいと思います。特に女性が尊重される職場というものは、いろいろな職場がある中で例えば私の身の回りですと、裁判官の方は女性の方、非常に多いんです。別に男と何ら変わらない仕事をして活躍されていらっしゃいます。弁護士さんも割とそうです。ただ、なかなかその中でも持ち味が違いますから、ある先輩の、先輩って私は弁護士じゃないですけども、先輩の弁護士さんが言っていましたけれども、相手が女性の弁護士だとやりにくいんだよなどと、それはいろいろな意味があって、それはそれで悪いことではなくて、いい意味も含めて、公務員と括っては申し訳ないんですけども、学校現場も含めて男性がまだ多い社会かもしれないけれども、実現が一番できる社会だと思うし、これからの時代に、今の子供たちの時代に、人口が減っていった女性の登用というのは、今、安倍内閣が言っているからではなくて、当然みんなで力を合わせないとやっていけなくなる時代の、一番先に見ている社会が教育現場ですから、子供たちにとって女性が、あるいは男性が、役割を果たしながらお互いにその力を発揮できている、誰かが無理をしているんじゃないかと力を発揮できているという姿を、見せる責任があると思いますから、教育委員会としては、これはいろいろな意味での管理職であれ現場の雰囲気であれ、これは世間に一歩先んじて実現していくということを、ぜひお願いしたいというふうに思います。これは意見です。

私の質問は、3番と4番なんですけれども、管理・事業・出先なんですけど、3番の文章がちょっとわかりにくいので、3部門というのが、4番で読んでしまいますと、3番は要はどこどこの人事交流を図ると言っているのかが少し切り方がよくわからないので、ここの補足説明をいただけるとありがたいと思います。

発言が長くなっているんで結論まで申し上げますと、ぜひ交流を通して刺激をし合い、よい成果を生んでいただきたいという意味で、この3番で言っていることを少し整理して補足していただけるとありがたいと思います。

**教育企画課長** とりあえず具体的にどういうところが管理部門か事業部門か出先かという形で、まずご説明をしていきたいと思いますが、例えば管理部門というのはどういう課が該当するかということと言えますと、教育委員会で言えば私どものような教育企画課です。それから市長部局で言えば、先ほど課長が説明しましたが、行政経営課、人事課、総務課、財政課、秘書課、直接の事業を余り持っておらないで市役所内部の調整であるとか人事だとか、そういった仕事を主にする課というのが管理部門で、事業課というのは文字どおり個々の事業を

やる課です。教育委員会で言えば、教育企画課以外はほとんど事業課ということになるかと思えます。出先機関は文字どおり出先でございまして、この本庁より外、一番典型的なのは支所だと思えますけれども、そういったのが出先機関ということになります。

要はこういうところを人事交流で経験させるというのは、事業部門なら事業部門、出先機関なら出先機関、管理部門なら管理部門、それぞれ仕事のやり方というのが少しずつ違っておりますので、そういう中でいろいろ経験させることによって、例えば本人の適性ということもその中で見出していく、そんなことを想定して、こういう3番と4番、表現はわかりづらいいんですけれども、そんなことを考えて今こういう方針で臨んでいると、そういったところでございます。

**山田委員** そうすると確認です。3番なんですけど、これは教育委員会と、市長部局や教育委員会以外の各機関の人事交流ということですか。教育委員会と市長部局なんですか。市長部局や教育委員会以外の各機関というのは、今度はまたかなり抽象的になっちゃって、せっかく文章にしているんで少し不明確かなと思って、今お聞きしているんですけれども。

**教育企画課長** 教育委員会以外の各機関というのは、例えば選挙管理委員会、農業委員会といったような行政機関の職員、それから市長部局は総務部、総合政策部等々の市長部局でございまして。市長のほか教育委員会そのほか独立した執行機関が地方自治体にはありますので、その職員とも必要に応じ人事交流で経験させると、そういった趣旨でございまして。

**山田委員** わかりました。教育委員会を軸にして、全てその点で区切って読んでいけばいいということですね。わかりました。

**瀧田委員** わかりました。

**委員長** 僕からの質問です。この議題の「平成27年度教育委員会組織定数」という言葉の使い方は、具体的内容はⅠになります。「教育委員会職員に係る人事異動基本方針」はⅡになります。このⅠのほうです。これが組織定数について言っていることはわかりますが、他に、松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則というのがありますよね。これは何回かここでも議論しました。先程の議案では定数476という数字が出てきました。Ⅰはこの定数の配分に関する規則が前提になっていて、それを前提とした適切な職員定数の配分を図るというそういう趣旨なんですか。それともこれは別に何かあるんですか。

**教育企画課長** まずこの基本方針があって、その上で今、副委員長がご指摘になりました職員定数の配分に関する規則を、具体的にその配分を変える場合は、後日開催される教育委員会会議にお諮りすると、そういう順番になるかと思えます。

**委員長** そういうことですね。したがってこのタイトルのⅠとⅡは、2つとも人事異動基本方針に係る、つまり、「及び」は両方に係るということですね。

**教育企画課長** そのように考えております。

**委員長** その関係が最初わからなかったんです。でも、この規則があるから、こういう原則に基づいてこれから適切な職員の配分を行うと、その配分を行う際は、この規則の変更をここで審議するということが今の答弁ですね。

**教育企画課長** はい、そうです。

**委員長** わかりました。僕のほうはそれで整理ができました。

大事な中身についてのご意見は何だったかと思えます。確かに男女共同参画がどの程度実現されるかということは、大事なことです。山田委員がおっしゃるように教育委員会が、率先して目に見える形で社会にそれを訴えていこうということは、大事な視点だと思います。ありがとうございました。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、議案第67号については、質疑及び討論を終結し採決したいと思います。

議案第67号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第67号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第68号

**委員長** 続いて、議案第68号「平成27年度松戸市教育施策基本方針について」を議題といたします。

ご説明をお願いします。

**教育企画課長** それでは、27年度の教育施策基本方針についてご説明をいたします。お手元に配付しておりますこちらの冊子で、平成27年度教育施策基本方針、松戸市教育委員会と書いてある冊子でご説明をさせていただきます。

まず目次ですが、今回5つの方針を定めることといたしました。具体的な方針に入る前に、教育委員会制度改革について若干申し上げたいと思えます。ご案内のとおり新年度は、教育委員会制度が変わります。教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置するとともに、市長と教育委員会が重点施策について協議する総合教育会議が新設されます。新しい教育委

員会制度は、学校教育の充実、生涯学習推進の基盤の整備はもとより、教育をめぐるさまざまな行政課題の解決にとってメリットがあると考えております。これまでの本市教育委員会のよさを継承しつつも、新制度のメリットを生かしてまいりたいと考えております。

それでは、具体的な方針を申し上げたいと思います。1ページをごらんいただきたいと思っております。方針1、生涯学習の推進体制の充実を図っていきます。市民一人一人が個性や能力を生かし、互いに学び支え合い高め合える豊かな学習環境の形成に努めます。

重点といたしまして1点目、家庭並びに地域の教育力の向上でございます。ここの重点では幼児期の家庭教育の支援の推進、地域の教育力向上のための学習機会の充実、これを観点に関連する事業を展開してございます。

幼児期の家庭教育でございますけれども、幼児期の教育と申しますのは、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要でございます。子供たちに望ましい生活習慣を身につけさせ、義務教育以降の教育の土台をつくるためにも、家庭教育の支援など教育の側面から子育てを支援することが求められております。こうしたことから新年度は、ここに星印がありますが、新規事業といたしまして、いわゆる脳トレで有名な東北大学、川島隆太教授の監修を受け、講演会の開催や啓発パンフレットの作成などを考えております。

それから重点2ですが、市民の学習機会の充実と学習成果を地域に生かす仕組みづくりでございますけれども、学び合い、学習成果を生かすための社会教育計画を推進、本を通じて交流を育む図書館整備計画の推進、多様な学習機会の充実という観点で主な事業を展開してございます。

図書館につきましては、今年5月をめどに図書館整備計画を策定中でございますが、市立図書館が目指すべき方向性として、従来の貸し出し中心の機能だけではなく、市民の皆さんの暮らしやビジネスに役立つ図書館、図書館から交流が生まれるような地域コミュニティーの基盤となるような図書館を目指し、さまざまな役割が担えるような機能の充実を図る方策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2ページ目、方針2に移ります。子供たちが主体的に将来を切り開くために必要な知識や経験を得、個性や能力を伸ばすことができる教育を進めます。

重点の1点目、確かな学力を育む学校教育の充実でございます。ここでは言語活用科を軸にした活用型学力の育成、授業改善の一層の推進、教員の指導力向上という観点から、関連する主な事業を展開してまいります。

新規事業等といたしまして言語活用科、日本語分野の教材・指導案の作成、それから言語

活用科、英語分野におけるICT教材開発、それから学校図書館司書の固定配置、小学校4校モデル事業研究をいたします。それから大学との連携といたしまして、聖徳大学教授の招聘を予定してございます。

重点2でございますが、子供の成長・自立を図る特別支援教育の充実でございます。こちらにつきましては、特別支援教育にかかわる校内支援体制の推進、特別支援教育における指導の充実という観点で主な事業を展開いたします。

具体策でございますが、新年度は関連する主な事業の2行目にありますように、特別支援教育支援員の増員2名を図ります。それから学校看護師1名を増員いたします。それから巡回指導・相談による学習支援、特別支援教育チーム会議、特別支援教育ミニ事例会、それから学校巡回指導員などを導入していきたいと思っております。それから最後の行ですが、教育におけるユニバーサルデザインの研究なども予定しておるところでございます。

続きまして、重点の3、豊かな心・健やかな体の育成でございます。ここではいじめ対策の強化と生徒指導体制の充実、不登校未然防止に向けた相談機能の充実、豊かな情操や道徳心を養う教育の推進、体育・健康・安全に関する教育の推進を観点に、関連する主な事業を展開してまいります。

1点目、一番上の星印ですけれども、いじめ問題に関しましては、市全体で取り組めるように引き続き関係部局との連携を深めてまいります。教育委員会といたしましては、4月に松戸いじめ防止対策委員会を設置し、対策を強化してまいります。そのほか新規事業といたしましては、Q-U分析調査会の推進、それから校庭遊具の更新による体力づくりの推進、5校程度を予定しております。それから松戸市通学路安全推進会議による通学路交通安全プログラムの策定、学校危機管理マニュアルの改訂等を予定してございます。

それから重点の4でございます。活力ある松戸の教育の創造でございます。観点といたしましては小・中連携など課題研究の推進、市立松戸高校の特色ある教育の推進、松戸の強みを生かした教育の推進の観点で、関連する主な事業を展開いたします。

主な新規事業といたしましては、学校の特色を生かした課題研究の推進、研究校制度やシステムの見直しを検討しております。それから小中一貫教育研究の推進・拡充でございますが、こちらは言語活用科を中心とした小中カリキュラム連携の研究を行います。それから市立高校でございますが、予備校を活用した大学進学サポートの充実を図ります。それから最後の行ですけれども、音楽分野に見られる児童・生徒の活躍は本市学校教育の強みでもあります。そこですぐれた音楽指導者を学校に派遣する音楽アドバイザー派遣事業を、新たに開

始し音楽活動の一層の充実を図りたいと考えております。

続きまして、4ページ、方針3、社会教育の振興を図るための環境整備に努めていきます。

重点でございますが、1点目、重点1、豊かな文化・芸術の振興と観る力・感じる力・表現する力の育成です。子供たちが多様な舞台芸術に触れる機会の充実、子供たちの学習成果を発表する機会の充実、市民が文化芸術に触れる機会の充実、こうした観点で関連する主な事業を展開してまいります。

関連する主な事業、新規事業でございますけれども、2行目、地域美術支援業務でございますが、森のホール21で市内在住・在勤の美術家に作品発表の場を提供するとともに、情報を発信し、地域の文化芸術活動の振興を支援いたします。そのほか順に戸定歴史館ですが、国の名勝指定に伴います戸定邸庭園復元工事の実施設計の委託を行います。それから美術の関係でございますが、「よみがえる画家 板倉鼎・須美子展」の開催事業などを予定しております。それから戸定歴史館の企画展でございますが、「将軍とプリンス 敗者の明治維新」という企画展の予定でございます。それから博物館におきましては、館蔵資料展1「シルクロードとガンダーラ」、館蔵資料展の2「松戸市平和祈念展」、これは平和都市宣言70周年を記念しての事業でございます。

それから重点2、市民スポーツ活動の推進でございますが、スポーツ環境の充実、市民の健康増進を目指した地域スポーツの推進という観点で、主要な事業を展開します。

主なものといたしましては、松戸運動公園野球場のスコアボード新設工事を実施いたします。あわせて2020年、東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えまして、本市のスポーツ文化の振興に努めるとともに、開催地東京に近い本市の地の利を生かし練習会場の提供など、市長部局と連携していきたいと考えております。

続きまして、5ページ、方針4、教育環境の整備・充実でございます。

重点は安全・安心・快適な学校づくりの推進でございます。

主な事業でございますけれども、上から順に申し上げますが、小・中学校の大規模改造耐震改修工事でございます。小学校18校、中学校8校、市立高校の大規模改造耐震改修工事を実施いたします。これにより耐震化率100%、計画どおり平成27年度をもちまして事業完了を予定しております。それから保健体育課ではPEN食器の導入、それから教育施設課では、先ほども申しましたが、小・中学校普通教室の冷房化でございます。27年度は事業者の公募、事業者の選定の手続きを進めてまいります。それから中学校の電子黒板つきプロジェクターの配備、中学校2校、それから最後に関台小学校の新設事業でございますが、現在、校舎の新

築工事が着々と進んでいるところでございます。新年度は開校準備も本格化いたしますが、28年4月の開校に向け、教育委員会の総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、6ページ目、方針5、人権を尊重する市民意識を高めてまいりますということでの方針5でございます。

こちらにつきましては、例年どおりの事業を予定してございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

以上、雑駁ではございますが、新年度の教育施策方針の案についてご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

**委員長** どうもありがとうございました。

平成27年度松戸市教育施策基本方針については、ただいまご説明いただいたとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

**山田委員** アトランダムでよろしいでしょうか。

**委員長** 気がついたところから議論していただいても構いません。あるいは順番にやっただいても構いません。順番にやるとなると何かこだわってしまうと思われるので、皆さんそれぞれお気づきになったところからご意見をいただきたいと思います。

瀧田委員。

**瀧田委員** 単純な質問というか疑問で申しわけないんですが、生涯学習というのと社会教育というものの区分というのが、それがちょっとわかりにくくて、一般市民とするとこれは生涯学習のところで関わるのか、社会教育のところで関わるのかというのがわかりにくいんです。それは事業で見ていくしかしようがないんでしょうか。事業で見ていくのか、例えば両方に関わっていることがありますよね。生涯学習、どういうふうに、生涯学習課というのは今度新しくできたんですよね。

**教育長** 推進課。

**瀧田委員** 推進課というのね。そこの事業とそれから社会教育の従来ので、美術関係とかそういうのはイベント関係はわかるんですけども、市民が学習する場合、どちらのほうを頼りにしていいかというのがわかりにくいというのが1つ。

それから、続けて言ってしまうっていいですか。

**委員長** どうぞ。

**瀧田委員** その辺が、明確な生涯学習はこういう部門なんですよ、社会教育はこういう部門なんですよというわかりやすい説明をいただけると、うれしいと思います。



それからあと家庭の教育力ですか、方針1の重点1、家庭並びに地域の教育力の向上、これを一番初めに生涯学習の中で持ってきているということは、後のほうの1ページのところを見ると幼児期の家庭教育の支援の推進というのが出てきて、家庭教育というのは幼児の家庭教育のことを指しているのかというふうに思ったりしますが、教育委員会が家庭教育の資質を向上させるのは非常に難しいと私は思っています。

というのは、家庭のあり方がそれぞれ本当に違っていて、重点1を見たときに地域の教育力というのはある程度総合的にわかるんですが、家庭というのは個々別々で、本当に手厚い家庭と、それから本当に食べるものも食べさせない家庭と、これがあるわけです。食べるものを食べさせられない家庭の中にどうやって教育力を、教育委員会が言っていけるのかというのは、正直なところ幾ら呼び出したってそういう講習会には来ません。幼児教育のときから、極く小さいときから教育力が喪失している場合、どの辺でどういう事業を指してそういうふうに言っているのかなというのが、正直なところ、非常に単純な疑問で申しわけありませんが、思いました。

要するに2点今ご質問したわけです。1点は生涯学習で重点的に考える部門と、それから社会教育で重点的に考える部門が、どういうふうに明確に違うのかということです。はっきりわかるのは、学校教育のところは非常に明快にわかって私たちも受けとめることができるんですが、どうもその辺が社会教育としても中途半端だし、生涯学習というのは何なんだと、生涯学習というのとは本来、社会教育と学校教育を総合したものを生涯学習というふうに私たちは認識していたんですが、別にあるとするとどういう位置づけになるのかご説明をどなたか、またはご意見をいただきたいんですけれども。

**委員長** まず1点目。

**瀧田委員** はい、1点目。

**教育長** 2つとも答えにくそう。いいですか。

概念としては学校教育も社会教育も生涯学習の中に入るというふうに、それで正しいと私は思います。ただ、恐らく瀧田委員さんのご質問は、いろいろな事業が、あるいは活動があるときに、それを社会教育課に持っていけばいいのか、生涯学習推進課に持っていけばいいのかという、そういうことですよ。

**瀧田委員** そうですね。

**教育長** それは各事業名を見て判断していただくしかないと思います、そういう概念のことでありませんので。

それから2つ目の家庭教育とか幼児教育の難しさについてですけれども、家庭教育についても幼児教育についても、これは行政が全体で取り組むしか、あるいは行政だけではなくて地域の皆さんとか学校もですけれども、みんなで取り組むしかないと思います。その中で今一番難しくて課題が多くなりつつある幼児教育の基本的なベースを、とりあえず教育委員会で取り組もうと、実際にそれをいろいろなところで対策を講じていくのは、その基本計画にのっとっていろいろな活動をしていく、事業をしていくのは、子ども部であり、もしかすると教育委員会でやることもできるかもしれませんが、そうやって市全体で取り組むしないと、あるいは社会福祉のほうの事業になるかもしれませんが、いろいろなところで事業化して取り組むことになると思いますが、とりあえず27年度はそのベースづくりに入りたいと、そういうことでございます。

**瀧田委員** そうですか。そうすると教育委員会で抱えるということではなく、そこから発信していく……

**教育長** 発信というか、いろいろなところが連携しないと、これは課題としてはすごい大きいのでできないと思いますので。

**瀧田委員** そうすると保育園とか幼稚園とかそういう区分ではなく、全体に幼児と。

**教育長** まずはそこに1つベースをつくる。

**瀧田委員** はい。かなり難しいと思いますけれども。

**教育長** そうですね。でも、初めから難しいと考えていると何もできませんので、とりあえずは。

**瀧田委員** それはそうです。ただ、先ほど申し上げたように、教育長がおっしゃってくださったように、市民サイドから見たときに非常にわかりにくいというのは、明確な表示というのをさせていただくチャンスをお与えいただかないと、みんなが不満を抱えたまんま、どうしていいかわからないまんま黙ってしまうというのが、市民の対応ですよ。なれてくれば平気なのかもしれませんが、かなり戸惑います。

例えば美術のところはどうでしたか。美術が、美術展とかというのは生涯学習……

**委員長** 言葉の概念についてのご説明をいただきました。それはよろしいですね。

**瀧田委員** はい。いいです。

**委員長** ちょっと議論を進めましょう。その点で僕から松田委員に質問しますが、生涯学習という言葉はどこに出てくる言葉ですか。

**松田委員** 教育基本法です。

**委員長** 教育基本法に生涯学習という言葉が出てきますか。

**松田委員** 第2条か3条に。

**委員長** つまり教育基本法は今度改正されましたね。

**松田委員** 18年度の改正。

**委員長** 生涯学習という言葉は3条に。

**松田委員** 3条になりますね。生涯学習。

**委員長** 生涯学習の理念という言葉があります。

**松田委員** 生涯教育という言葉はありません。

**委員長** 3条には生涯学習という見出しはあるんですが、生涯学習という表現は条文の中では使っていないんですよ。

**松田委員** はい。出だしのころは生涯教育という言葉を使っていたんですが、教育というのが、一方向的な意味合いが非常に強いのではないかということで、むしろ市民の立場から生きるということを考えて場合に、学習ということに焦点を当てていこうと、みずから学ぶということを考えていこうということで、生涯学習という言葉が使われるようになってきたものです。それが教育基本法の3条に理念として示されたということです。

**委員長** そうですね。3条は、「国民一人一人が、自己の人格を磨き豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と言っているんです。これが生涯学習という言葉の根拠になっているんでしょうね。旧教育基本法には、これはなかったんですよ。

**松田委員** そうです。

**委員長** これは改正教育基本法で入って、それが一般化するようになった。だから生涯学習というのが一番上にあって、その中に大事なものとして学校教育と社会教育があるという分け方でよろしいですか。

**松田委員** あと家庭教育ですね。

**委員長** そうですね。言葉としてはその中に家庭教育もあります。議論を整理する意味であえて言います。方針1は、総論だと思っています。重点1、重点2が、恐らく学校教育と社会教育に本来分かれるのかもしれませんが。方針2は学校教育、方針3が社会教育、方針4は学校教育の中の一部、施設を扱っています。5は人権を扱い、結局方針2から方針5までは各論にあたりと理解するとわかりやすいかと思います。松田委員は長い間そういう関係をやっ

ておられましたが、それでよろしいですか。

**松田委員** 決して長くはないんですが、そういう区分で間違いないと思います。ただ、方針1について問題を感じます。重点1は、今の教育体制の中の社会教育でも学校教育でも賄えないところを指摘していると解釈しています。そして重点2が、生涯学習の最も根本的な考え方を表していると思います。しかし、重点2の観点を見ると、これが実は社会教育の事業で満たされている、そういう2種類のちぐはぐさが、ここで露呈してしまっているのではないかと思います。

**委員長** ただいまのご指摘、これは本来ならば事務局ともう少し議論をしてもよかった点だと思います。しかし、この形式は結構長い間続いてきていること、また方針1は実は松戸市の総合計画の基本構想のうち、後期基本計画の中で位置づけられていることから、ここはいじられないんですね。

**松田委員** そうなんです。

**委員長** 去年この会議で議論してわかったことなんですが、後期基本計画が2014年から来年まで続きますので、この項目はこれでやるしかないんです。したがって、重点のところ、どうやってそれをいろいろ変更あるいは改正していくか、という議論にならざるを得ないんです。

その限界がありますから、いずれ2016年には、2017年に向けて、そのところには、松田委員がおっしゃってくださったことを基本に置いて意見交換しないといけないですね。そこを整理しないと、今、瀧田委員が疑問に思っていることが出てくるわけです。それは市民の皆さんも疑問に思う。生涯学習と言われてもなかなかわかりにくいということだと思えます。したがって、そういう宿題を残して議論しましょう。教育長、それでいいですか。不服ですか。

**教育長** 不服じゃないんですけれども、生涯学習推進課というその名前に違和感があるというふうに捉えてもいいんですか。

**瀧田委員** どういうふうな区分がそこにあるか。

**教育長** そうですよ。あの名前があるから混乱を生んでいるということですね。

**瀧田委員** そうです。

**教育長** 了解しました。

**委員長** でも、瀧田委員、それをおっしゃるんだったら、この教育委員会の名前そのものが生涯……

**教育長** でも、瀧田委員の質問にそういう意味がありますかという確認です。

**瀧田委員** そうです。

**委員長** 以前そういう言葉がありましたね。

**瀧田委員** ですから単純なというふうに最初申し上げたのは、そういうところですよ。16年までのそういう市の基本計画にのっとってその文言、そういうふうにとおっしゃったのだったらわかりました。

**委員長** 青柳部長が来られる前は、ここは何という。

**瀧田委員** 生涯学習本部。

**委員長** 生涯学習本部。

**生涯学習部長** 生涯学習本部です。

**委員長** でしたよね。

**生涯学習部長** 生涯学習本部の中に学校教育担当部がありました。

**委員長** だから大もとの言葉はそれだったんですよ。我々はそれを経験しているわけです。そのときから生涯学習という言葉にちょっと違和感があったんだけど、ずっとそれで来たわけです。それがなくなって、今度は課としてはそれができたわけですよ。

**生涯学習部長** 生涯学習というのは、今おっしゃったように学校教育と家庭教育と社会教育が含まれたものが、生涯学習という概念でよろしいかと思うんですけども、2部制になったときに学校教育部と生涯学習部ということになって、生涯学習推進課で、家庭教育も担当しているという形になっています。そこがちょっとわかりにくいんですというご意見かなと思いました。

**委員長** その議論はこれでおしまいになります。

**松田委員** もう少しいいですか。すみません。

そういう意味で言えば生涯学習ということ、これとは別にして理念的なことで話をさせていただければ、例えば妊娠しているときがありますね。命を授かったその瞬間から、胎児であろうとも学習する権利が生じるわけです。ですから私たちは、本来からいけば親業というようなものを市民の皆さんにしっかりどこかで学んでもらって、そして胎児への教育ということも考えていかなければいけない。例えば市立高校でそういう特別な授業を行うとかということも、本来、生涯学習の過程の中に入ってこなければならぬし、あるいは終末期、それをどう過ごすかということも、生涯学習の一つの大きな範疇の中に入って来るはずですよ。それに対するものも、本来なら方針1の重点の中に入ってこなければいけないような項目な

んだらうと思います。ただ、それは徐々に少しずつ整備していくべきものなのかなというふうにも考えています。

**委員長** なるほどね。とてもいい整理をしていただきました。

そういうことで質疑応答を再開します。質問いかがでしょうか。

**山田委員** 重点1の中のしかも観点の最初に書いていただいた幼児期に関して非常に重要だと思うんですが、ここで幼児期という限定を観点として文言にしなければならないのかなというのが一つの疑問です。

というのは、ピンポイントとすると幼児期だと思うんです。事業を打つポイントは、1年でできることは幾つもありますから、どこに向けての啓蒙パンフレットをつくるかといったら幼児期をやるのはいいんです。しかし先ほどのそれこそ終末期まで考えてという松田先生のご意見、私も全く同感というか、気づかされたんですが、ということからいくと、胎児から始まる、その親業も含む家庭でのどのような育て方をもって小学校での過ごし方に入っていくか、1人の子供にとっては途切れていないので、そこを見据えた上でここに事業を打つ。恐らくこの観点という意味は、ことしはここに視点を置いていますという意味であればいいんですけれども、まさに生涯学習の推進体制というこの方針1を、今度の新しい教育委員会体制の中で市長部局と連携をとるとしたときに、誤解を生まないようなこの伝わり方がしてほしいなと思って、幼児期だけいじろうとしているというわけでは決してなく、そこが大事なんだということを、ぜひ市長部局と共有できるような言葉になるのであれば、この観点で幼児期のと言うのがいいのかどうかというのを1つ思いました。これは質問の一つです。

方針2については、これは非常に明確に教育委員会の、言ってみれば主戦場といいますか目に見えやすいところですので、明確に出していただいているところがあります。私は絶対に評価すべきは、言語活用科がここまでやってきているということと、ただ、ここで赤い星印に、さらに言語活用科に関して英語分野のICT教材開発等がありますけれども、これの第2の矢、第3の矢とやっていって、市内でこれだけの規模の49万の都市の子供たちにやりつづけられるかどうかというのは、これからどんどん試されてくると思うので、ここに関しては、ぜひこれは本当にいい意味で途切れることなくやっていただきたいなというふうに思っています。

重点4については質問です。予備校なんですけれども、これも具体的に教育長から以前お聞きしているので、市立高校の指導の中に予備校の授業をうまく取り込むという中で、先生

方も刺激を受け、子供たちにもいい教育効果があるということを目指すというのは理解はしております。これに関しては具体的な目標というのは挙げにくいと思うんですけども、イメージをどのように持っていくのかということ、ぜひ何かコメントをいただければありがたいなと思います。

というのは、私の子供が今中学校1年生で、市内の中学校に行っていますけれども、今ごろから親としては高校を選ぶ雑誌を見ます。近隣市に比べて進学先として選ぶ、学校の偏差値で輪切りにするのは大変片面的な話だと思うんですが、やはり市内の学校を県立も含めて何とかしたい。ここで議論できるのは市立だとすれば、うちの子供の話はどうでもいいんですけども、どのようなところまでなり得るのかということをもって、ぜひよい成果を出すべく予算的な面でも説得をして成果が出るまでやらないと、これはちょっとつついただけじゃ意味がないと思うので、ぜひこれはやり遂げていただきたいという意味で、どういう目標といいますかイメージを持っているのかについて、少しコメントをいただけたらというふうに思います。2点です。

**委員長** 混乱しないように、最初の点、お願いします。

**社会教育課長** まず重点の1のところの観点で、幼児期という表現にちょっと違和感があるというようなことでもございました。生涯学習推進課では、3歳児を持つ保護者の方を対象とした幼児家庭教育学級というのに取り組んでいるところでございます。今回、0歳から18歳までの各発達段階における家庭教育の支援というような観点から事業を展開する。まずもっては0歳から5歳までをターゲットにというようなことで取り組んでいきたいということから、このような表現をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**委員長** 山田委員、それでいいですか。辞書を見ると、0歳から1歳、お乳を飲むのをやめて歩き出すまでが乳児期、そこから学校に上がる6歳までが幼児期と書いてあります。今5歳とおっしゃったんで、もう一年延ばしましょうか。それは1点目。

2点目は、どこを目標にするかというふうなことも含めた予備校の活用、何かありますか。

**学務課長** 具体的にどこの学校がとか、どこを目標にということ、今の段階では言葉にするのは難しいのかなと思います。ただ、このことをやることによって進路に子供たちの目を向けたいと思いますし、それから教員の進路指導についても充実を図っていきたいなど、ここからまずスタートしていきたいなというところで私は考えております。

**委員長** ちょっと遠慮がちに言っているんですね。

**教育長** 私も遠慮がちですよ。まず公立高校で予備校を入れてというのは、千葉県では恐らく初めてだと思います。全国的にも余りないのかなと思いますけれども、市立高校の生徒の学力の幅、それからいろいろな自分で取り組んでいる活動の幅が、すごくほかの県立高校に比べると広いというのが、この現状がまずあります。なのに指導体制としては、これまで部活のほうには一生懸命力を入れてきたんですけども、学習のほうにどこで切り込んでいったらいいのかというのが、今のところこれまでほとんどなかったというか、高校の先生方にお任せの状態でしたというところがあります。そこでまずは導入を始める。ただし大人数では多分無理なので人数は絞って初めて、どういう効果が見えてくるか、それは生徒像でもありますし、保護者でもありますし、教員でもありますし、それぞれにどういうふうな反応と効果が出てくるかを見極めながら、とりあえずは1年目ですので3年間やってみてというところだと思います。

**委員長** でも、親としては不安なんじゃないでしょうか。だから何か具体性を持ってほしい。例えば千葉大の園芸学部に合格できるような学力をつける、ということが目標です。行くか行かないかは別として、それぐらいの実力をつければ、大体ほかのところも受かってくれるでしょう。

**山田委員** 今の2点目に関しては、こういう場でどういう表現の仕方をしたらいいのか、そう思うと控え目にならざるを得ないというのは、私も同じなんです。ただ、実績としてある卒業生の進路先がどうこうということではなく、今いる子たちにどういう世界を見せてあげるのかということに関しては何か具体的に言わないと、今いる子供たちにとってプラスにならない。プラスにならないというか、せつかくやるのが姿がよくわからないと思うので、恐らく現場では先生たちは、かみ砕いてそういうことをおっしゃると思うんです。進学を希望する子でこういうのをやってみないかと呼びかけるときに、こんなぐらいの授業をやるんだよというのは、こういう公立で松戸で唯一持っている学校ですから、それがおっしゃったように3年やらないとわからないことですから、今、私は3年間とにかく取り組むと、そこで再評価するというふうに聞き取ったつもりでございますので、ぜひそれはきちっと教育長の考えたとおりにやり遂げていただいた上で、ぜひ前向きに発展的にやっていただければという。

**教育長** 今、具体的な名前が出てきたような目標については、恐らく高校と予備校との間で話し合いというか想定がされるんだと思いますけれども、ここでそういうことまでは私からは申し上げられないという。



**委員長** 教育長が言えないので私が言いました。そういうふうにご理解ください。

**山田委員** ごめんなさい、手短に。

1点目の幼児期のということは了解はしています。了解していますので、ぜひこれは非常に大きな変化だと思えます。家庭のことは瀧田先生がおっしゃったように簡単なことではない。だけれども、私とすると、できればそれが5年間の5歳までの子供たちの親に向けての言葉で終わらずに、会津で什の掟とってよくテレビドラマでも出てきますけれども、それは学校でもみんな了解しているし、例えば剣道の教室でもそれはみんな唱和しているし、みんながそういうものを共有して家庭でのルールあるいは友達付き合い、それこそいじめはしないんだみたいなことも含めてベースになっているということに、私はイメージがあるものですから、そこら辺の5歳までの子供たちはこう育てましょうというだけの言葉じゃなくて、子供たちの心の約束になるようなところまで高めていただきたいというふうな意味で、ぜひこれは、これももしかして1回つくって終わりではなくて、いろいろなことを進化させていかなければならないのかなと思いましたので申し添えます。

以上です。

**委員長** その点については、特にコメントは必要ですか。それともよろしいですか。

**山田委員** 結構です。

**瀧田委員** また2巡目で申しわけないです。

2つほど要望というかお願いがあるんですが、1つは1ページ目の図書館です。図書館に関する、館長さんが今日見えていますのでお尋ねしたいんですが、この間の会議もちょっと出させていただいて、大変興味深く拝聴させていただきました。これから一生懸命、来年度に向かっていろいろ図書館行政、きちっとしていくということで期待はしております。

貸し出しのみではなく、先ほどその地域のコミュニティーの中心になるようなというふうな構想も少し聞いたような気がするんですが、それもいいんですけれども、都市部でありますので、私はもう一つ突っ込んで専門的な書籍、これが松戸図書館に行けばあるというようなことを、ぜひ、難しいでしょうけれども、一考していただいて、その辺でもすぐ手に入る本ばかりではなくて、あるこの専門に関してはあそこに行くところ。そういうレベルの高さというものも、松戸市に1つあってもいいんじゃないかなというふうに思っています。

どの専門って、あれもこれもというわけにいきませんから、1つだけでも結構ですから、松戸市に専門の方がいらっしゃるような、業績を上げた方がいらっしゃるような専門分野、その本を少しそこには集めたことが発信できるように、そうするとインターネットで調べた

とかそのレベルでなくて、もう少し専門的な知識を子供たちの中に広げていくことができるかなと思って、これは要望です。

それからあと、これは実は事務局のほうからもちゃんとお返事いただいて、私もここで話しするのはどうかなと思ったんですけども、やはり言うておきたいと思います。最後の方針5、人権を尊重する市民意識を高めていきます、この人権を尊重するという言葉もすごく大事なんですけども、私はもうそろそろ今の時代、今年度変えることはなかなかできないようなのでよろしいんですけども、憲法の中に基本的人権ということが必ず書かれているんです。基本的人権というのと人権というのは少し違う。先ほど基本的人権、松田先生がおっしゃったかな、胎児のときからその権利があると、その子には何にも言う言葉も主張する立場も何もないんですけども、人としての権利を生まれたとき有するというそのことを、まず認識するということが大事なので、そうすると幼児教育も全部その辺からスタートできるような気がするんです。

ですから基本的人権を尊重するというような言葉に置きかえたほうがある意味大切かなと思います。人権となると、ある程度主張ができ立場が明確になったことに対するというふうな捉え方ができてしまうのではないかと、やはり絶対的に守らなくちゃならないのは基本的人権です。人が生まれたときから幸せに生きるというその権利です。それは障害者であっても口のきけない小さな子であっても全て基本的人権をきちっと尊重するということを、しっかり根づかせていただければ、幼児教育も何も全部その辺である程度のところの線まではいくんじゃないかなと思いますので、人権という言葉と基本的人権という言葉は多少違うのではないかなと私は認識しておりますので、今度変えるときに、基本的人権を尊重する市民意識を高めていきますというふうな言葉にさせていただくといいと思います。憲法の中には、私が見た限りでは人権という言葉はなく、全て基本的人権というふうになっておりますので、ですからその辺はよろしくお願ひしたいと思います。これも感想というか、もし何かお答えがあれば。

**委員長** 講義を拝聴しました。

**瀧田委員** それは皮肉でしょう。

**委員長** 法律の視点からいうと、憲法上確かに基本的人権という表現を使っているんです。でも、あの基本的人権がどこから来たかという、フランス人権宣言から来ているんです。あるいはイギリスのマグナ・カルタから来ているんです。そういった世界の人権宣言から来て基本的人権になっているという意味では、本当はそんなに違いはないんです。

基本的人権という憲法上の言葉は具体的内容を持っています。信仰の自由、学問の自由、何とかの自由と、それらを総合したのを基本的人権と言っていますから、人権と言うと何かその辺が含まれていないような、ちょっと抽象的過ぎるという印象はあるかもしれませんが。でも、通常使っている意味では、ほぼ同じに使っていると理解していいと思っています。それを一般市民にわかりやすく言う意味で、人権と言うよりも基本的人権の尊重と言ったほうがわかりやすいかもしれないですね。そんなことで、人権委員だからそこをはっきり主張したいという気持ちはわかります。でも、人権委員でしょう。基本的人権委員じゃないですよ。

**瀧田委員** 正確には人権擁護委員です。

**委員長** 一般化している部分がありますから、その具体性を持たせるという意味が瀧田委員のお考えだと思います。

**山田委員** 私も2巡目でいいですか。各方針1つぐらいずつにさせていただきたいと、あと方針3と方針4だけ少し触れます。

方針3には、私は事前に書面による意見交換のときに出させていただいたのを、取り込んでいただいている大変うれしいんですが、これは何かというと、重点1の文化芸術、これは市長の方針とも相まって、松戸は文化都市としてどうやって特徴を出していけるかという一つの場面に、重点1として、豊かな文化芸術の振興を観る力・感じる力とあったところに、その表現の場というものがどれぐらいあるかと、つまり良い芸術に触れる機会をつくるという、これは大人たちが頑張ってつくっていかなければだめだ。あるいは対子供だけでなく市民がよい芸術に触れる機会というのを、広く社会教育、生涯学習としても取り組んでいきましょうということはある。

ただ、表現をするという場は、いろいろな文化サークルとかが、松戸市文化祭等を通じて松戸市が場を提供すると言うとおこがましいですが、そういうものを当てにしていだけるような場があるのは確かですが、よりこれを活発に、何かそこで文化が表現をされる、表現をすると今度はまた感じる力が身につくと、相乗効果になっていくような気がして、子供たちが学校行事として表現をするというようなことは今後ももちろんあるでしょうが、市民あるいは子供たちが表現をする、その表現にまた触れる機会があると、こういうことを重ねていけないかなというところで、表現というのをぜひ盛り込めないかということ、意見を言わせていただいたように思っています。ここについての具体的なことにぜひ持っていてももらいたいと思うので、今すぐそれがなくても、少しそこにコメントをいただければありがた

いなというふうに思っています。

方針4、耐震化が100%になるというのは非常に大きな区切りだと思います。行政として最低限の責任を、子供たちに対して命を守るということに関してやるということに関していいんですが、ここは一つの区切りとして、そして今度、冷房化に次の年から向かっていけるという一つの大きな重要な年でありますので、これはきっちり確認をしていただきたいんですが、全体の老朽化について、もうそろそろ建てかえをという話がまたあるのではないかと思います。これはもう少し長い目になって来年度の施策方針に盛り込むことではないんですが、今後の学校の施設の状況について少し教えていただけたらありがたいと思います。

以上です。

**社会教育課長** 方針3の中での観る力・感じる力、その最後の表現する力というところで、具体的にどんな場面があるのかというようなところがございますが、青少年会館のほうで実施しております青少年を対象とした文化祭、青少年アートフェスティバルというものがございます。そのほかにも学校教育部と一緒に毎年11月に行っています、吹奏楽演奏大会がございますので、そちらでも十分な表現を示していただいているのではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。

**委員長** それでよろしいですか。

**山田委員** じゃ、表現のところだけ。ぜひそれはやっていただきたいです。ただ、いろいろな工夫の中からもっとできないかという工夫はぜひ続けていただいて、ほかのまちなない特色になり得るだけの文化的な活動成果のある部活であるとか、いろいろな団体が多いですから、ぜひそういうところをさらにいろいろな工夫を重ねていただきたいなど、これは教育委員会だけでできないことも含めて、市内の施設の活用あるいは駅でのコンサートとか、いろいろなことを含めて考えていただきたいという趣旨でお聞きいたしました。引き続きよろしく申し上げます。

**委員長** そういう工夫は大事です。本物の文化を見せるということですね。

耐震、老朽化についてお願いします。

**教育施設課長** 耐震化が完了した後、今後、老朽化のほうをメインに行っていきたいと思っております。それにはまず老朽化の計画をまず策定するために、委託等を実施していきたいと考えております。それにはトイレの改修等も考えております。

以上です。

**委員長** ということです。よろしいですね。

**山田委員** はい。引き続きお願いします。

**松田委員** 私は1点だけです。

方針3のスポーツのところですけども、先ほど教育企画課長からの説明の中にオリンピックという言葉が出てきましたので、私はずっとそれにこだわりたいと思っています。この恵まれた機会に、市の施策の中にも、オリンピックという文言が何かしらどこかに出てほしいなという気がいたします。

そしてそれは何も金をかけるというわけではなくて、例えば今の運動公園の敷地の中に例えば直線で100メートルぐらいとれるとするならば、オリンピックで活躍したウサイン・ボルトの100メートルを走ったときの足跡をつけて、こんなにもすごいのかというようなことに触れさせるとか、あるいは体育館の横に、棒高跳びではこれぐらいの高さまで跳べるんだよという印と何メートルというような表示をして、棒高跳びの絵を描いてみたりとか、そんな取組だけでも私はいいのではないかと考えているんです。

また、高齢の方々も含めて今、ウォーキングというのが非常にはやっていますので、例えば歩幅60センチで歩くところなるよと、60センチの足跡を残しておくとか、50センチならばこうですよというふうな、そういうことだけでも市民が目標を持って何か取り組むことができるのではないかと考えています。金をかけなくても、スポーツというものを意識して、オリンピックを意識して、何か取り組めるのではないかなと考えていますので、ぜひともそういった工夫というようなものを、今後とも考えていただければありがたいと思います。

以上です。

**スポーツ課長** 今、松田委員から大変貴重なご意見をいただきました。確かに子供たちが今、運動公園で朝早くからとか、夕方、一生懸命トレーニングをしたりとかやっております。そういった中で、今言われたようにオリンピックの選手、一流選手の足跡というか、どこまで跳んだのかとか、そういったものをやることによって、子供たちの刺激というのはかなり受けるんじゃないのかなというふうに思いますので、貴重なご意見をいただきましたので今後の参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

**松田委員** わかりました。よろしくをお願いします。

**委員長** つまり言いたいことは、何か具体的に見える形にしたらいいいということですよね。見える化です。

**松田委員** ぜひよろしくをお願いします。

**委員長** ほかにいかがでしょうか。極めてアトランダムにお伺いしましたが、皆さんのおっしゃりたいことは大体事務局にも通じたと思います。教育長、何かコメントありますか。

**教育長** いえ。

**委員長** 教育長に質問します。我々は、市長部局と市長と2回ほど、新年度を先どりして意見交換をやりました。新しい教育委員会制度では、この教育施策方針をつくるに当たっても、基本方針をつくるに当たっても、これからは市長の意見もある程度組み入れていく形になってきます。したがって今回これをつくるに当たって、ある程度市長とお話をされているかどうかということをお聞きしたいわけです。

**教育長** それは私と市長あるいはそれぞれ事務レベルで、例年よりは回数が多かったと思います。

**委員長** おやりになっているということですね。それならよろしいです。それででき上がった文章とっていいですね。わかりました。

**山田委員** 何回もすみません。

タブレットについては新規事業じゃないんですけども、教育環境の方針4のところでもう入っているというところで、これの進捗、今年度の事業がどのレベルまでやるのか、それからその活用についてというのは、やはりICT、電子黒板も含めていろいろな新しい方法というものに関してわからないという市民の方、あるいは親の方がかなりいて、要は効果を疑問視する声もあり、それを進めるべきだという声もあり、それに対しての松戸市のスタンス、報道では佐賀県なんか、どこだっけな、全部入れている……

**教育長** 武雄市。

**山田委員** 武雄市ですか、というようなこともあって、そういう先行事例がありますから、よくよく研究した上で進めていただければと思いますけれども、ことしの進捗状況を教えていただければと思います。

**教育長** 今、担当を呼びに行っていると思うんですけども、来るまで私のほうから。

タブレットの教育効果については、今、委員がおっしゃられたように、どの程度というそういう検証はまだされていない状況です。ただ、あれにいろいろな教材が入るので確かに便利だろうと、でも、一方で、あれとペーパーをきちっと使い分けしたほうが教育効果としては上がるだろうというふうな記事もありますし、さまざまだと思います。しかし、確かに便利なツールですので、うちはデジタル教科書も導入していますので、それと一緒に使う使い

方の研究校とかも、それはこっちに多分あると思うんですけども、計画的に入れていまして、その辺は今、担当課からあると思います。

**山田委員** テスト実施みたいな感じですか。

**教育長** いや、もう既にテスト実施じゃなくて。

じゃ、タブレットの導入状況をお願いします。

**教育情報センター所長** 教育情報センター所長でございます。タブレットの導入状況です。小学校は平成25年に10校、26年に9校、27年に3校、29年に14校、29年度までに全て44校に、グループ学習ができるタブレットが配置されることとなります。こちらはパソコンルームの関係機器ということで、パソコンルームの入れかえ時期にタブレットも一緒に導入するということになっております。

中学校は、25年度に7校、26年度に6校、29年度に7校で、29年度には全て20校に配置されるということになります。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

**委員長** 効果という意味での実証はまだ。

**教育情報センター所長** それで、まだ導入を始めたばかりですので、今年度はタブレットを活用した授業を実施している学校を見学に行かせていただきました。また、6月の時点でアンケート調査もとらせていただきまして、授業にどのくらい活用されたかを調べさせていただきました。

活用は徐々に広がっておりますが、先生がタブレットに慣れていないということもございまして、また、小学校の場合は大型のテレビが入っておりますので、子供はタブレットを使って、先生がそれを大きな画面で見せながら一斉学習ができるのですが、中学の場合はまだ画面が入っておりません。大きな画面が入れば、タブレットの活用も、もう少し進んでいくのかなと思っています。

**山田委員** ありがとうございます。計画的にあと数年でそろとうと。

**教育長** ただ、現状としてはタブレットに入る教材の開発が、まだそれほど進んでいないということがあります。

**委員長** それでよろしいですか。

**山田委員** はい。

**委員長** どうもありがとうございました。

時間も2時間ほどたちます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** いろいろご意見伺いました。それなりのお答えもいただいたと思っています。全てを盛り込むことはなかなか難しい。でも、やれることはやる、継続すべきことは継続しなければいけない。それを確認させていただいてこの教育施策基本方針で来年度の方針として決めたいと思うんですが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** 質疑及び討論を終結し採決したいと思います。

議案第68号につきましては、いろいろご注文いただきましたけれども、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** 留保条件は必要ありませんか。

(「ありません」の声あり)

**委員長** わかりました。それでは、原案どおり決定することにいたします。議案第68号は原案どおり決定いたしました。どうもありがとうございました。

---

◎議案第69号・70号・71号の審議について

**委員長** 2時間たちましたので、こういうふうにしたいと思います。次の議案69号は3月の補正予算です。議案70号が来年度の予算です。71号が教育委員会の組織変更に関する案件です。いずれも予算及び組織変更に関することですので、これからを秘密会としたいと思います。したがってそのことを先に決めそのあとで休憩を入れたいと思います。

その意味で先にお諮りします。議案69号、70号、71号を秘密会としたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ありがとうございます。

承認いただきましたので、しばし休憩をとりたいと思います。10分の休憩に入り、そのあとは、秘密会となりますので、傍聴人の方はそのことをご考慮いただきたいと思います。

それでは、10分の休憩をとります。

(休憩)



---

(再開)

**委員長** 14時10分になりましたので再開したいと思います。

先ほど秘密会にすることでご承認いただきましたが、議事録は残したいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、秘密会を行います。

---

◎議案第69号

**委員長** 最初に、議案第69号「平成26年度3月教育費補正予算について」を審議いたします。

ご説明をお願いします。

**教育企画課長** それでは、「平成26年度3月教育費補正予算について」ご説明いたします。11ページ、12ページ、13ページから歳入予算から順に上段から説明させていただきます。

13ページをお開きください。3月補正予算歳入一覧でございますが、まず14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、3目、教育費国庫負担金、1節、小学校費負担金、補正要求額7,505万1,000円でございますが、こちらにつきましては、平成26年度に実施した関台小学校新設事業、校舎・屋体に対する負担金額の確定に伴い補正するものでございます。

続きまして、その下段、小学校費補助金の△2,499万9,000円でございますが、これも、関台小学校新設事業及びアスベスト対策工事に関する国庫補助額の確定に伴い、補正するものでございます。

その下、公民館費委託金の85万1,000円の減額でございますが、こちらは、本市が申請していた委託事業が不採択だったため、減額補正するものでございます。

その下、小学校費補助金の増額30万1,000円でございますけれども、こちらは、関台小学校新設工事の放課後児童クラブ設置費に係る補助金につきまして、補助金額の確定に伴い補正するものでございます。

その下4つの段は市債の補正額でございます。それぞれ、平成20年度に実施した各事業に対します事業費の確定に伴いまして、補正するものでございます。

最後、諸収入、雑入、497万2,000円の減額でございますけれども、松戸運動公園陸上競技場改修工事に伴う、スポーツ振興くじ助成金の助成額が確定したことによります減額補正で

ございます。

続きまして14ページ、上2段、高等学校使用料と高等学校費負担金の補正でございますが、こちらにつきましては、法改正により、いわゆる高等学校授業料、高等学校等就学支援金の取り扱いが変更になったことに伴い、補正いたすものでございます。

それから4段目、教育費委託金の49万8,000円の減額につきましては、国のいじめ対策等生徒指導推進事業の縮小のため、児童・生徒の自立支援事業委託金を減額するものでございます。

その下、学童災害共済基金繰入金70万9,000円でございますが、こちらは、学童災害共済見舞金の申請につきまして、申請件数の増加により、141万8,000円の不足が見込まれます。こちらにつきましては、基金条例に基づき2分の1を基金より繰り入れ、残額を一般会計から補正するものとなっております。そのための70万9,000円の補正でございます。

続きまして、歳出予算の補正でございますが、16ページ。

上段、高志教育振興基金積立金でございますが、基金の利子収入を一般会計から振りかえて基金に積み立てるものでございます。25万円でございます。

その下、事務局費の補正要求額2万6,000円でございますが、平成27年3月にPFI事業者選定委員会を設置し、その会議を平成27年3月に開催したいと考えております。その委員報酬3名分を要求いたします。

それから、小学校費の学校管理費4,000万円の増でございますけれども、学校施設の設備・整備の保守点検について指摘があり、早急に修繕が求められる事項について、安全確保のため緊急に修繕をいたしたいので、補正予算を要求するものでございます。

その下、小学校学校管理費8,232万円の減額につきましては、松ヶ丘小学校の計画変更に伴う対策工事の取りやめ及び上本郷第二小学校の工事完了に伴う事業費・財源を補正するものでございます。

その下、小学校費のうち1,699万9,000円の減額につきましては、耐震改修工事に伴う設計委託事業の完了に伴い契約金額が確定したため、予算及び財源内訳を補正いたします。

その下、中学校の学校管理費2,000万円の増でございますけれども、こちらは、先ほどの小学校費4,000万円の増と同様、緊急に修繕の必要があるものについて、予算を要求するものでございます。

その下、中学校の学校管理費135万2,000円の減額につきましては、耐震改修工事に伴う設計委託事業の完了に伴い契約金額が確定したため、予算及び財源内訳の補正をいたすものでございます。

次のページ。

高等学校費の減額325万5,000円でございますけれども、こちらも、耐震改修工事に伴う設計委託事業の完了に伴い契約金額が確定したため、予算及び財源内訳を補正するものでございます。

その下、保健体育総務費9万5,000円でございますが、こちらは、松戸市スポーツ振興基金利子収入を一般会計から振りかえ、基金に積み立てるものでございます。

その下、保健体育費体育施設費の769万円の減額でございますが、松戸運動公園の陸上競技場の改修工事及び野球場外野フェンス改修工事の事業の完了に伴う工事差金。事業費の確定に伴う補正でございます。

その下、体育施設費の減額1,486万円でございますけれども、それぞれ記載のとおり、千駄堀スポーツ広場第2広場改修工事に伴う測量調査委託を162万増額し、その下、千駄堀スポーツ広場の第2期改修工事の事業完了に伴う工事差金1,248万円の減額、その下、スポーツ広場トイレ増設工事に400万円の減額をするものでございます。

次のページ、18ページ。

保健体育総務費141万8,000円の増額につきましては、歳入のところでも申し上げましたが、学童災害共済見舞金の申請につきましては、申請件数の増加により、現行の予算額に比べて141万8,000円の不足が見込まれますので、これを措置いたすものでございます。

続きまして、保健体育総務費の18万6,000円の増額につきましては、学童災害共済基金積立金でございます。25年度の剰余金2分の1と利息の合計を基金に積み立てし、不測の事態に備えることといたします。

以上、説明でございます。

**委員長** どうもありがとうございました。

議案第69号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

**山田委員** 歳入から、ちょっと教えていただきたい点2点。

3段目の公民館費の委託金が、85万1,000円がゼロになったということ、事業不採択という。これは、その予定していた事業がされなかったということではないんでしょうか。それはどのような影響のあることなのかを教えていただければというのが一つ。

それから、歳入の終わりから2つ目の、いじめ対策等生徒指導推進事業縮小によって、49万8,000円がやはりゼロになったということで、これは縮小ということですから、県の支出

金がなくなったけれども事業はやったということでよいのかというのが、まず歳入から2点、ご質問させてください。

**生涯学習推進課長補佐** こちらの公民館費のことなのですが、文部科学省の公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラムに、こちらは平成25年度、応募いたしました。そのときに採択されたんですが、3年間、25年度、26年度、27年度と行う予定でしたが、国の方針のほうが大幅に変わったという関係で、今年度採択件数が物すごく少ないものになったというふうに聞いております。その中で、松戸市から出しましたこちらのほうにつきましては、採択はされませんでした。

ただ、こちらのほうはもう事業として始まっておりますので、公民館費の各種講座の中で賄って、事業のほうは行っております。

以上でございます。

**教育研究所長** ご指摘の委託事業でございますが、平成19年度から国・県の委託を受けて、主に生徒指導と不登校対策を中心とした研究事業を行ってまいりました。

ただ、今年度の場合は委託を受けることができませんでしたが、事業自体は計画しておりましたので、補正をお願いし、事業自体は継続して行ったということでございます。

**山田委員** わかりました。いずれも事業を行ったということで、あとは、財布の出どころが変わったということで理解しました。ありがとうございます。

**委員長** これも歳入歳出あわせて全部一緒に伺います。

**山田委員** それでは歳出から、スポーツ振興基金についてです。前もお聞きしたかもしれないんですが、これは、利息を積み立てるということで9万5,000円を積み立てて、残額が3,000万、3,023万9,000円になる見込みであるということでご報告いただいておりますけれども、この基金の目的だけ、確認させていただければと思います。

**スポーツ課長** 基金の目的ということなんですけれども、用途について内部で協議をして決めていきたいと思いますが、その中で、オリンピック・パラリンピックもございますので、子供たちのスポーツ振興という形で、そういったものに使っていきたいというふうに思っていますし、それからあと、各スポーツ団体がございますので、何らかの形で補助をしていくとか、考えておりますけれども、いずれにいたしましても、今後、基金の使い道については決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**山田委員** いや、はい。基金会計の管理の仕方については、恐らく教育委員会だけではなくて、

もろもろな基金があつて、それに関してはいろいろとチェックも入っているとは思いますが。ぜひ有効な、お金を積んどくだけじゃなくて有効な使い方で、ウサイン・ボルトの足跡をつくるとか、これはもう例えば先ほど出た話ですけれども。ぜひ活用していただいて、不要な積み立てではないかと言われないように、ぜひ教育目的で使われるように検討を深めていただければというのは、一応確認させていただきましたので、よろしく申し上げます。

**委員長** 確認ということなので、ついでに確認させていただきます。この基金をつくるときに、議論したような気がするんですが、基金の設定目的は何でしたっけ。それをおっしゃっていただければ、これから具体的にそれをどのような形で実行するかということになると思うんです。

**スポーツ課長** 松戸市のスポーツ振興マスタープランでは、本市のスポーツのより一層の普及・充実を図る、その上で継続的な安定した財源の確保が重要となっております。そのためにスポーツ振興基金の創設はもとより、行政のみならず、民間関係機関等の市民レベルでの、新たな財源の確保を検討していくということでございます。

**委員長** 確かそういった議論をし、それで基金を積み立てるということを、ここで承認したような気がします。

これにはそのことを、書いていないですね。どこかで触れていますか？

**瀧田委員** これに書いていないですね。

**教育長** 触れていません。

**委員長** 触れていない。

**教育長** はい。

**委員長** そうですか。目的はそういうことでした。その具体的な運用については、まだこれからということですか。

ほかに、いかがでしょう。

**松田委員** 16ページの4段目について質問させていただきます。松ヶ丘小の計画変更による対策工事の取りやめについて詳しく教えてください。

**教育施設課長** これは、松ヶ丘小学校は当初、耐震改修工事を予定しておりました。それを、実はその校舎は放課後児童クラブがありまして、それが移転ができないので耐震改修というふうに当初予定しておったんですけれども、第2グラウンド用地がありまして、そこに児童クラブを移設して、これを、建物を解体しちゃうということで決まりました。そのために取りやめたものでございます。

**松田委員** なるほどね。はい、わかりました。ありがとうございます。

**委員長** 今の松田委員の質問と同じようなことでいうと、その上の学校施設の、施設・整備の保守点検等において指摘がありということが、これで4,000万の補正があります。それが中学校でも同じように、その下にあります。これは具体的に言うと、どういうことですか。

**教育施設課長** これは主に修繕料でございます。内容につきましては、毎年3月補正で要求させていただいております。当初予定では枠で予算をいただいているものですから。各学校の修繕、年々老朽化で費用がかかってまいります。そのために不足分を要求するものです。今年度は特に、消防局のほうから強い指摘がございまして、消防関連の施設の交換とか取りかえとか、そういったものが結構含まれております。

**委員長** それは特定の小学校、中学校ということではない、という意味ですか。

**教育施設課長** もう全体的にですね、はい。例えば消火栓のホースの交換とかそういった、もう耐用年数が過ぎているもの。

**委員長** なるほどね。

**教育施設課長** 正直言うと、怒られまして。

**委員長** そうですか。

**教育施設課長** 早急に対応しなさいと、そういうことです。

**委員長** 怒られましたか。そうですか。ここで、じゃあ火を消しましょう。  
よろしゅうございますか。

(「はい、よろしいです」の声あり)

**委員長** 補正についてはいかがでしょう。トータルすると、歳出が、18ページを見ると、160万4,000円の補正ということになりますね。トータルした数字はそれによろしいですか。

**教育施設課長** マイナスを含んでいる額なので。

**委員長** そうですね。17ページと18ページが、これが別ですか。17ページのほうではマイナス6,600万、18ページのほうでは160万の補正という。トータルでいうと、その2つになります。訂正します。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、議案第69号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決したいと思っております。

議案第69号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第69号は原案どおり決定いたしました。

---

◎議案第70号

**委員長** 続いて、議案第70号です。

議案70号「平成27年度教育費予算について」の審議を行います。

ご説明願います。

**教育企画課長** 議案第70号の平成27年度教育費予算につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、平成27年度の教育費予算について、3月定例会に議案を提案するよう市長に申し入れるものでございます。

まず、お手元の議案資料22ページからご覧いただきたいと思います。

なお、今現在、予算編成の状況でございますが、来週、市議会への説明会を予定しております。その後、プレス発表というような状況になってございます。その段階でのご説明ということになりますが、今のところ、平成27年度の松戸市一般会計予算はトータルで1,417億2,000万円、前年度と比較で4.2%増となっております。

教育費につきましては10番目、199億7,541万3,000円で、一般会計に占める割合は14.1%となっております。前年度と比較いたしまして、72億2,976万1,000円、率にして56.7%の大幅増額となりました。なっております。教育費の大幅な増額になった主な理由でございますけれども、関台小学校新設事業が28億1,871万2,000円の増額、それから、小中学校大規模改造耐震改修事業が36億2,145万6,000円増額となったことが主な理由でございます。教育費につきましては、この22ページ見てもおわかりになりますように、民生費に次いで2番目となりました。ちなみに、前年度は4番目だったんですけれども、2番目となりました。

それでは、予算の項目を説明いたしますが、まず、24ページから29ページの歳入予算につきましては、細かくいくとちょっと切りがないもんですから、概略の説明にとどめますが、24ページの第12款、分担金・負担金につきましては1,821万円、13款の使用料及び手数料につきましては2億1,675万1,000円、26ページ、国庫支出金につきましては18億5,553万9,000円、第15、県支出金につきましては1,768万円、16款、財産収入につきましては259万3,000円、18、繰入金につきましては618万9,000円、20、諸収入につきましては2,155万6,000円、21、市債につきましては52億440万円を計上いたしたところでございます。

歳入科目、項目ごとの歳入内訳につきましては、歳入名称欄に記載したとおりでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出でございます。

資料の31ページから36ページまでなんですが、31ページの一番上なんですけれども、平成27年度におきましては、教育委員会所管で土木費を要求してございます。9,000万円でございます。

なお、先ほど申しましたように、教育費の歳出の合計は199億7,541万3,000円となっております。いずれの事業も、先ほどご審議をいたしました議案第68号、平成27年度松戸市教育施策基本方針の各重点項目に従い予算措置することを主眼に置き、策定いたしております。

それでは、主な事業についてご説明をいたします。40ページをご覧いただきたいと存じます。

初めに、40ページ。

小中学校冷房化事業12万8,000円でございますけれども、先ほども3月補正のところで申し上げましたが、PFI事業により小中学校に冷房設備の整備を図っていくわけなんです、PFI事業者を選定するための選考委員会を3月に設置し、第1回目の会議を開催することといたしますが、平成27年度におきましては、引き続き事業者の公募から事業者の選定までの手続を進めてまいりますので、これに必要な委員報酬3名分を、計上するものでございます。

次に、児童活動支援事業のうち、いじめ対策防止委員会委員報酬21万3,000円でございますが、いじめ防止の推進に当たり、国のいじめ対策推進法の規定に基づいて設置される教育委員会の附属機関であります、松戸市いじめ対策防止委員会の委員報酬5名分を計上し、その下、児童生徒活動支援業務1,370万9,000円につきましては、関東大会、全国大会等出場校への支援と、優秀な成績をおさめた小中学校が開催する受賞記念発表会の費用や参加褒賞金を計上し、その下、生徒指導業務1,868万9,000円につきましては、教育相談の充実及び家庭・地域との連携など児童生徒への指導体制を確立し、人権教育を含めた豊かな人間関係づくりや、いじめ根絶に向けた啓発活動を推進するために実施するQ-U調査等の生徒指導業務に係る費用を計上するものでございます。

その次に、特別支援教育事業のうち、就学相談業務4,596万3,000円につきましては、障害のある児童生徒の自立と社会参加を目指して学校の人的支援を行い、特別支援教育の全般的な向上を目指すための費用を計上しております。27年度は、支援員を2名、看護師を1名、心理相談員を1名増員するものでございます。また、特別支援学級補助教員派遣業務1億5,413万4,000円につきましては、障害のある児童生徒に対し適切な指導・支援ができるよう、補助教員及び補助員派遣に係る費用を計上するものでございます。



続きまして、小学校大規模改造耐震改修事業24億1,882万7,000円につきましては、耐震診断による補強を要すると判断された校舎について、松戸市耐震改修促進事業に基づき耐震改修を行い、耐震性能を高めることによって児童の安全を守るとともに、児童の防災拠点としての機能を確保するものでございまして、相模台小学校ほか17校の耐震改修及びトイレ改修工事費用を計上するものでございます。

次に、42ページ。

小学校冷房化事業1,500万円につきましては、先ほども申し上げましたが、PFI事業による小中学校の冷房化を進めるに当たりまして、専門のコンサルタント会社から指導・助言を受けるため、PFI支援事業委託料として1,500万円を計上するものでございます。

次に、中学校大規模改造耐震改修事業13億3,002万9,000円につきましては、小学校と同様の理由によりまして、第一中学校ほか7校の校舎耐震改修及びトイレ改修工事費用を計上いたすものでございます。

次に、中学校冷房化事業700万円につきましては、小学校と同様の理由によりまして、中学校分のPFI事業支援委託料として700万円を計上するものでございます。

次に、高等学校維持管理事業3億4,791万4,000円につきましては、こちらも市立高校の校舎耐震改修及びトイレ改修工事費用を計上するものでございます。先ほども申し上げましたが、これらによりまして、耐震化率100%を達成する予定でございます。

次に、特色ある教育活動推進事業のうち、国際教育活動業務1,603万1,000円につきましては、市立高校の特色ある教育活動を推進するために部活動を奨励及び支援するための経費、並びに、異なる文化圏を体験することで国際的視野を広めグローバルな人材の育成を目指し、国際理解・国際交流を奨励・支援するための経費として奨励金や助成金を交付することで生徒の費用負担の軽減を図るため、計上いたすものでございます。学力向上支援業務200万円につきましては、予備校の講師を招き、希望生徒を対象に大学受験対策講義等を行うもので、進学に向けた学習面の支援や、受験のノウハウや最新情報を提供するための費用を計上するものでございます。

次に、44ページでございます。

家庭教育力向上事業のうち、家庭教育支援学級開催業務447万7,000円につきましては、家庭教育学級開催に係る報償費及び学習記録を作成するための費用を計上し、また、その下の家庭教育支援業務100万円につきましては、発達段階に応じた効果的な家庭教育支援施策を研究・検討し、保護者に対し子育てに関する情報や学習機会を提供するためのものですが、

その一環として新年度は、東北大学、川島隆太教授の監修を受け、講座、研修会、講演会の開催や、啓発パンフレットを策定するための経費を計上してございます。

次に、図書館管理運営事業のうち、図書購入費7,611万円につきましては、市民に図書資料を提供するための図書購入費を計上し、講座等開催業務86万円につきましては、図書館利用を促進するために講座や講演会等の行事を開催する費用を計上するものでございます。

次に、文化財保護事業4,445万6,000円につきましては、市立病院建設に伴い、埋蔵文化財の発掘調査を行う経費を計上するものでございまして、27年度は26年度に引き続き、埋蔵発掘、文化財発掘調査の本調査を予定してございます。

次に、戸定歴史館管理運営事業のうち、施設整備業務1,968万8,000円につきましては、戸定邸復元工事に伴う設計委託料や施設修繕料を計上し、企画展開催業務113万3,000円につきましては、企画展「将軍とプリンス 敗者の明治維新」を開催するための費用を計上し、教育普及活動業務348万9,000円につきましては、戸定アートプロジェクトとして、特色ある地域文化創造のため、戸定邸を活用したコンサート等のイベント費用を計上するものでございます。

次に、美術文化関係事業のうち、美術展開催業務1,218万5,000円につきましては、「よみがえる画家 板倉鼎・須美子展」を開催するための費用を計上し、地域美術振興支援業務209万4,000円につきましては、松戸市在住・在勤美術家に作品発表の場を提供するとともに情報を発信し、地域の文化芸術活動を支援するための経費を計上するものでございます。

次に、46ページでございます。

小学校給食管理運営事業のうち、給食設備等整備業務5,250万円につきましては、軽量で割れにくいPEN食器を磁器食器未導入の小学校5校に導入するための経費、及び梨香台小学校の給食室増築設計委託料を計上し、給食備品等購入業務7,379万5,000円につきましては、小学校給食における備品の更新及び新規購入のための経費を計上し、要保護児童給食制度援助費1億5,803万6,000円につきましては、経済的理由または東日本大震災の避難児童に対する給食費援助のための経費を計上し、給食調理委託業務4億7,995万4,000円につきましては、小学校の給食調理業務を民間委託するための経費を計上するものでございます。

次に、松戸運動公園管理運営事業のうち、管理代行業務9,824万円につきましては、指定管理者であるシンコースポーツ・松戸市体育協会共同事業体に指定して支払う指定管理代行料を計上し、施設整備業務1億7,500万円につきましては、野球場スコアボード新設工事費及び体育館つり天井安全調査委託料を計上いたすものでございます。

最後に、新設小学校に関連する事業でございます。（仮称）関台小学校備品等整備事業2億2,945万6,000円につきましては、新設小学校で使用する備品等を整備する経費を計上し、（仮称）関台小学校新設事業（継続費）36億7,714万7,000円につきましては、新設小学校を建設するに当たり、建設予定期間である26年度～27年度の総事業費予算47億4,498万5,000円のうち27年度の事業費を計上し、48ページ、関台小学校新設事業816万2,000円につきましては、新設小学校の建設に伴う水道開発負担金や電柱移設補償金を計上し、さらに、道路改良事業9,000万円につきましては、新設小学校の通学路の歩道整備工事費を計上するものでございます。以上、新設小学校に関連する予算といたしましては、総額40億476万5,000円を計上するものでございます。

説明は以上でございますが、ご質問等、質疑に対しましては適宜担当課からご説明をいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。ご審議、よろしく願いいたします。

以上です。

**委員長** どうもありがとうございました。

23ページからは歳入、その後、歳出の順になっていますけれども、議案第70号につきましては、質疑及び討論は歳出を先にやっていただいて、その後、歳入のほうをご議論いただくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**委員長** それでは、最初に歳出についての質疑及び討論です。歳出は、先ほどの議論と同じでもいいんですけども、一応お答えいただく事務局の方の入れかえがありますので、項目ごとにやりたいと思っています。ご協力をお願いします。

それでは、最初に第8款の、土木費9,000万円とあります。ここから始めましょう。土木費の第2項、道路橋梁費9,000万円です。いかがでしょうか。

これは具体的にもう決まっているわけですね。

**山田委員** 関台の。

**松田委員** そう、関台ですね。

**山田委員** 周りですよ。

**教育企画課専門監** 市立松戸高校西側の歩道を整備する費用でございます。

**瀧田委員** 関台の周囲のね。

**委員長** 同じことが、49ページのこの9,000万になりますか。

はい。よろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、次に第1項の、10の教育費に入ります。

教育総務費ですが、教育委員会費、事務局費、教育研究指導費と、なりますけれども、いかがでしょう。

**山田委員** それでは、教育総務費が若干減となっているのは、これは教育長の立場が変わったからということで理解していいのでしょうか。人数が減員になるということが原因でしょうかというのが1つ質問です。

2点目が、学習指導事業が、こちらの40ページのところでは2点、新たな増額になる内訳が出ていますけれども、32ページのほうですと1億2,700万が前年から増えているということで、41ページのほうだと8,300万で、かなり大きいのですが、それ、これ以外にも学習指導事業で充実される面があるのかなと思って、それをちょっと教えていただければなと思いました。

2点です。

**教育企画課長** すみません、教育委員会費の教育委員会運営事業の33万7,000円の減額につきましては、ちょっと今、事務局で調べております。

**山田委員** あ、そうですか。

**教育企画課長** はい。教育委員長の廃止だけではこの金額にならないかもしれませんので、もしかしら会議の開催地の出張旅費の減額とか、そういった要素があるかと思しますので、ちょっと今、事務局で調べますので、後でお答えいたします。

**委員長** 2つ目の質問点についてはいかがでしょう。

**指導課長** 来年度、小学校のほうの教科書のほうが新しく変わります。その指導書の金額となると思います。

はい、以上です。

**委員長** 山田委員、それでいいですか。

**山田委員** はい。1億2,700万の増額ということで、ちょっと大きくて目立ったのでご質問したという趣旨なんですけど、今ここで示されているのは8,300万ですから、差額は四千何百万あるので、指導書ではそうならないだろうと思うんですけど、そういう定例的に、定期的に、数年に1回増えるという要素もあるのかなというふうには思いました。いや、重点として何かかなさるのかなという、何か特色あるあれがもう少し、もしかしら学習指導の中にあるのかもしれないなと思ってお聞きしたんですけど。主に2つを挙げていただいているんですね。

指導書で4,000万はならないでしょう。

**指導課長** 指導書のほうですが、4年に1度ということで教科書を採択されますので、教師向けの教科書といいですか、指導書が結構値段が張りますので、それを買いますとこういった金額に、はい、なると思います。

**山田委員** 数千円かかって、それが教科の数と先生の数、はい、わかりました。

**委員長** え、何ですか。

**教育長** 指導書は高いんです。

**委員長** 高いんですか。つまり、教師が子供たちに教育するに当たって、こういうことを教えるという指導書があるわけですね。

そのとおり教えることになるんですか。

**教育長** そのとおりというか……

**委員長** 最低限それをやりなさい。

**教育長** ヒント集ですね。

**委員長** そうですか。

**教育長** ある程度マニュアル。

**委員長** そういうものがあるんですね。

**山田委員** なるほど。

**委員長** それを買う費用だということですね。

**教育長** 1万円、1万円ですか。

**松田委員** 1教科1学年用で1万五～六千円します。

**山田委員** そんなにするんですか。

**学校教育部長** 44校、全部かかるので。

**委員長** それはどこが発行しているんですか。

**教育長** 教科書会社。

**学校教育部長** 教科書会社で発行している。

**松田委員** ちょっと説明させていただいていいですか。

**委員長** はい。

**松田委員** 教科書というのは指導要領をもとにしてつくられているのですが教科書という形になるまでに、執筆者同士が集まって、いろいろなことを検討していくわけですね。その検討された事項、要するに、この教科書の文言が意味することや背景、発展扱いなど、その教科

書に書かれていることがどういう裏づけによってなされているかということをご指導書で先生方に十分知ってもらおうという、こういう趣旨なんですね。また、小学校では、科目、いろんな教科を教えていますので、もちろん赤本という意味合いもあり、赤本というのはカンニングペーパーのように考えられていますが、答だけでなく、考え方や発展扱いの方法なども載せて、子供たちによりわかりやすくなるように、先生方が勉強用に設定されているのが指導書というもので、解説書や資料集とセットになって1冊大体1万五、六千円するというのが普通ではないでしょうか。

**山田委員** ありがとうございます。

**松田委員** このような説明を加えましたがよろしいでしょうか、指導課長さん。

**委員長** そういうものを各教科書会社が、作成しているわけですか。

**松田委員** そういうことです。教科書と一緒につくっています。

**委員長** そうすると、教科書を採択するという事は、そういう指導書もあわせて買ってもらおうということになるわけですか。教科書はある程度安く抑えても、指導書で利益が出るということですね。

**松田委員** そういうこともありますね。

**委員長** 全くそういうことを知りませんでした。そうですか。

**教育企画課長** 先ほどの教育委員会費の33万7,000円の減額の理由でございますけれども、26年度は、今、皆様のお手元にありますマイクロホンであるとか、録音であるとか、会議録を作成するための備品を購入いたしました。その金額が33万円でございます。これの購入がなくなりましたので、それが大きく寄与して33万7,000円の減額になってございます。

以上です。

**委員長** ということです。山田委員、よろしいですか。

**山田委員** はい。議員報酬じゃないんですけれども、ちゃんとしっかりと運営はされているのかという批判に耐え得る、身内に甘くない形であればいいなと思ってお聞きをしました。厳しく運営をしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

**委員長** ほかに、いかがでしょうか。

**山田委員** いいですか、細かいところなんですけど。

**委員長** はい、どうぞ。

**山田委員** 40ページの児童生徒活動支援事業、上から3事業目の主な事業の概要で、151万増額をしている児童生徒活動支援業務というのは、これ、何か具体的に増やす、何か活動があ

るということを想定されているのでしょうか。

**指導課長** それに関しましては、松戸の強みということで音楽、こちらのほうで、小学校のやはり先生方の支援ということで、音楽アドバイザーという形で、放課後に部活動の指導をしていただくアドバイザーを新たに設定しまして、小学校のほうから音楽のほうを盛り上げていこうという事業を行っていこうと考えております。

**委員長** それは新しい支援策ですね。

先ほど重点的に説明していただいたのは、新規に採用する事業です。例年どおりのところは飛ばした項目もあります。例年よりも若干増えているところについて、今の151万がありました。特別支援教育事業では549万の増額になっています。それでいうと、何か特に強化した、あるいは特色ある点で何かありますか。

**教育研究所長** 特別支援教育事業の★印ついている部分ですけれども、新たに特別支援に絡む支援員2名と、看護師1名増の派遣分でございます。

**山田委員** それは巡回をするってやつですか。巡回とは違いますか。

**教育研究所長** 支援員につきましては、車椅子等で、比較的密着した支援が必要な子供に対する生活的な介助と学習上のサポートで、学校に配置されるものでございます。

看護師さんについても同様に、医療的ケアが必要な子供がいる学校に配置されています。巡回ではございません。

**山田委員** すみません、それは先ほどの教育施策方針の中にある巡回、学校巡回指導員の導入というのがあったので、それとリンクするのかなと思ったんですけど、違うんですね。

そちらのほうは、じゃ、巡回のほうは既存の先生方の中から巡回指導員の立場で今度……

**教育研究所長** 既存事業の運用面の中で、新たな方法をとっていきたいと思います。

**山田委員** なるほど。

**教育研究所長** 政策上、新たに予算が加わったというものではございません。

**委員長** その類いでいくと、その下の特色ある学校づくり推進事業で555万円の増になっていますが、何か理由はありますか。

**教育研究所長** これはスタッフ派遣事業でございますが、それぞれの非常勤職員の時間単価が多少増額になります。大体90名程おりますので、その分の増額分でございます。

**指導課長** 指導課のほうの業務でございますが、日本語の指導・支援スタッフということで、帰国子女等、日本語の習得が不十分な児童生徒に、各教科の理解に必要な学習言語の支援を行うといったものもございます。

**委員長** わかりました。

以上が総務費になります。教育総務費については、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ありがとうございました。

次に、第2項の小学校費に移ります。

小学校費については学校管理費、教育振興費、学校建設費とあります。学校建設費については、明らかな事業ですので、その他2つの項目について、特に増減の多いところで何かご質問ありますか。

**山田委員** 1点。小学校教育情報化推進事業というのが、2目、教育振興費の中にありまして、それが2,800万の増額……。

ちょっと大きいので、教えていただければ。

**教育情報センター所長** こちらは、21年度に国の補助金で購入した教育用コンピューターが、5年を経過いたしましたので順次リース契約に切りかえております。備品のパソコンを廃棄して、リースのパソコンに切り変えたための増額となっております。

**山田委員** リース料が発生し始めた。

**教育情報センター所長** そうです。

**山田委員** 全小学校のということですよ。

**教育情報センター所長** そうです。グループ分けした切りかえ時期がございます。数のほうは少し精査もさせていただきますので、少し変わってくると思います。

**委員長** 教育予算でもって支出した部分が1億6,700万、それが去年の予算だというふうに理解していいんですか。それがリースになると何でこの金額になるのか整理できないんです。

**教育情報センター所長** 21年度に国の補助金で買ったパソコンは備品でございます、買い取りでございましたので。それが、5年たちましたので、それは処分することになりまして、その分、新しいものをリースで入れかえているということです。

**委員長** わかりました。そうですか。

**山田委員** 大きいですね。

台数があるから、そうなるのかな。

**委員長** ICTの一定の費用というのはそうなんでしょうね。

**生涯学習部長** 今、委員長が言われている減価償却の費用というのは役所の予算にはありませんので。ですから、21年度に備品で買ったら、21年度に予算はかかりますけれども、それ以



後はゼロなんです。

**委員長** それ以後にゼロだったけれども、去年は1億6,700万というのは、そのほかのものでこれだけ経費かかっていると。だから、タブレットも使用し、その大きいパネルも買うとすると、大体この程度の費用はかかっているということですね。それプラス2,800万がリース料で入ってきたという理解でいいんですね。

**生涯学習部長** はい。

**委員長** わかりました。ということだそうです。

全小学校ですから、このくらいかかるんですね。

ほかに、いかがでしょうか。

**松田委員** すみません、中学校のところとも関連するんですけども、小学校の管理運営事業、それから中学校の管理運営事業、それから小学校の備品等整備事業、それから中学校の備品等整備事業、これが全て結構大きく減額なんですけど、これは何か理由がありますか。

**委員長** それに関連して、中学校も一緒に説明をお願いします。

小学校の管理運営費用709万が減額になっている。備品も780万が減額になっている。特別にこの間、何か入れる必要があったかどうかということですね。それが要らなくなった。

第2項の第1目です。そのうちの2番目と7番目です。

**教育財務課長** すみません、ただいまちょっと調べておりました、減額については後ほどご報告させていただきたいと存じます。

**委員長** それでは、中学校のところと一緒に答えをお願いします。

小学校についてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ありがとうございます。

それでは、第3項の中学校費の質疑及び討論に入ります。中学校費については、いかがでしょうか。

**山田委員** ちょっと1点、すみません。中学校でいうと、小学校にもあったんですけども、中学校でいうと教育振興費、目で02の最後に、要保護・準要保護就学援助費がやはり増えていっている実態があるようなんですけども、先ほどの、これと別に給食のほうで、後で出てくるほうでは小学校が減って、給食のほうの準要保護家庭の生徒に関しての給食費は減っていて、中学校のほうは増えているというような傾向があるんですけども、この辺は、給食のほうは準だけなんですかね。こちらは要保護と準要保護と。ちょっとそこのシステム

だけ教えていただければ。実際は、数字は把握されて、計上されていると思うので、わかると思うんですけども、すみません。

**委員長** システムというか、範囲の問題ですね。

**山田委員** 範囲ですね、ちょっと。

**委員長** 準が入っているところと入っていないところがあるので、その範囲ですね。

**山田委員** ええ、そうですね。これもちょっと重なっちゃって、すみません。後で出てくる給食費と少し重なります。

**委員長** どなたかお答えいただけますか。

**山田委員** 後で結構です。給食のときにでも。

**委員長** その他でなければ、そこは後でお答えいただくことにして、ほかにいかがでしょう。

**山田委員** それでは、すみません、もう1点。冷房化についての予算は、これは小学校も中学校も、調査というか準備の段階ですよ。導入の準備でそれぞれ、今年中に、設計か何かでかかるという理解でよろしいですか。

はい、教育長、ありがとうございます。

**生涯学習部長** ここに冷房化書かれている。

冷房化の費用は。

冷房、27年度の冷房化の費用の内容。

**教育長** じゃ、もっと詳しく。

**教育施設課長** 27年度の冷房化に係る費用ということで、まず、小学校が事務局費で12万8,000円。これは、先ほども申しました選定委員会、委員会の報酬費ですね。それから、学校建設費、これで1,400万円。これはPFIの支援業務委託に係る費用でございます。同じく中学校でもやはり600万、これも支援業務委託でございます。それが27年度にかかる費用でございます。

以上です。

**教育長** 実際に冷房を入れるためのお金は28年度以降。

**山田委員** 28年度ですよ。だから、ここで1,400万とか600万というのは、そのための設計とか準備にかかっているというふうに理解でいいですか。PFIの、その企業に対して。

**教育施設課長** はい。

**教育情報センター所長** 小学校管理運営事業と中学校管理運営事業の不用、減額についてでございますが、教務用パソコンのサーバー賃貸借契約の入札契約差金が、小学校と中学校で

発生しております。25年度末に入札をしたため、26年度には予算要求時の金額で要求しております。その入札差金が減額の理由です。

**松田委員** はい、わかりました。

**委員長** さて、中学校はそれでよろしいですか。

**松田委員** 備品等はどうなりますかね。

**委員長** どの備品ですか。

**松田委員** 小学校と中学校の備品等整備事業の減額。

**委員長** それはいかがでしょう。備品の減額、小学校は780万程あります。

**教育財務課長** 大変遅くなりまして申しわけございません。

まず、備品等整備事業の減額の理由でございますが、消火器の詰めかえに関係いたしまして、5年に1度、消火器の詰めかえを行わせていただいております。今回、昨年が消火器の詰めかえの時期でございましたものですから、今回は、今年度はその分減額をさせていただいたということでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

**委員長** そういうことですね。そういう明快なお答えいただくとよくわかります。

給食費については後でよろしいですね。

**山田委員** はい、いいです。

**委員長** それでは、中学校についてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

**委員長** 中学校についてはこれで、おしまいになります。

これから第4項の高等学校に入ります。

それでは、高等学校費についての質疑・討論を行います。お願いします。

**松田委員** これに対して異論があるわけではありませんが、特色ある教育活動推進事業というのがあり、42ページに改めて学力向上支援業務というものがあります。中味としては予備校の講師を招くのに200万円経上しているということだと思います。そこで改めて考えてみると、市立高校が進学校に大幅にシフトしていくという方向を現実として示したことになると思いますが、就職対策というのは本当に余り考えなくていいものなのではないでしょうか。いかがなものなんでしょうか。

**市立高校事務長** 過去の実績としまして、進路の関係なんですけど、24年度に関しまして、一応就職という関係では28名です、全体の。卒業生が364名中28名ということになります。25年

度ですが、25年度、365名卒業生のうち、就職というのは30名ということで、進路指導の先生方のきめ細かな、企業を回ったりそういったことで、ある程度対応しているという内容になりますので。

こちらの学力支援業務ということに関しましては、大学入試センターの試験に対応とか、希望者の補習授業の拡充をしますというような大きな目標、重点目標がありますので、それに応えるための予算要求をいたしまして、今回27年度、このような形で事業を展開していければなと思っております。

以上です。

**松田委員** 市民への説明がつけば何ら問題ないと思いますが、予算の使途からのみ判断されることは、進学校への転換ということだろうと思いますが、いかがでしょうか。少しこの説明の準備というのは必要なのではないかと思います。感想です、はい。

**教育長** そういうふうなアピールは余りしないつもりです。進学校への転換は、というふうな、そういうモチベーションの持ち方ではなくて、さっきも説明したように、市立高校の生徒たちが持っているいろんな可能性の、キャリア教育全体の中での、これまで大学進学の部分はやっぱ足りないんですよ。足りなかった部分への少しの補助。

ですから、国際人文科がアジアへのホームステイを始めたのも、国際人文科がこれまでオーストラリアだけだった部分の少しの補助というふうに、少しずつ。

だから、運動部は運動部、音楽は音楽というふうに、やはりいろんな可能性に対して少しずつ支援をしていくと。彼らの可能性に対して、やはりスポットをきちっと用意したいと、そういう部分ですね。

**委員長** ただいまの説明で、よくわかりました。

お子さんをお抱えの山田委員としては、それでわかりますか？

**山田委員** そういう意味で、そういう方向に向く生徒を伸ばすための一つの施策というか、手法として予備校の授業を導入すると。といったって、全部予備校の先生がやるわけじゃなくて、要は1コマ、恐らく放課後とか土曜日とかになさると思うので、そういったことはそれでよろしいかと思えます。

一方、就職のお話と、それからやっぱり、今お聞きしたら、就職する生徒の割合が別にそう大きいというわけではなく、進学、何らかの方向で進学する生徒さんが多いということもお聞きしましたので、そこはお金がかからない方法でも。これは予算ですからあれですけども、たしか何か、キャリア、ありましたよね。何かなかったっけ。

**教育長** 全体的な方法としてはキャリア教育に……

**山田委員** キャリア教育の推進というのが……

**教育長** 一番力を入れる。

**山田委員** そうですね、魅力あるプログラムづくりの推進という方向についても、お金の面だけ、お金がかからないことでもぜひ、やっていっていただいているというふうに理解しました。

いろいろな団体が多分、手助けしようと思えばできる場所があると思う。市内唯一の市立高校ですから、ぜひそこはうまく協力を引っ張り出していただければというふうに思っています。

**委員長** その点は、市長との意見交換会でも出ました。つまり、地域社会の中に、松戸市にもいろいろなキャリアを持っている人がたくさん住んでおられる。そういう人たちの援助や、そういう人たちの協力を得ながら、小学校、中学校、高等学校、あるいは生涯学習の教育を活性化できないか、そういう視点から見ていく必要がありますね。

予備校の先生にボランティアでやっていただくのは、無理ですね。それはお金はかける。

それだけではなくて、ボランティアの形で、市民の協力を得てやるという意味でのキャリア教育も必要ですね。

**山田委員** そうですね。

**委員長** それはできると思いますね。

**山田委員** 1つだけ例を挙げると、司法書士会で消費者教育高校生講座というのを募集していて、県内各校にお手紙を出し、希望があったところ、今年度で20校に実施したんですけども、アクティブスクール、どちらかという先生みずからおっしゃっていましたがけれども教育困難校と言われるところから依頼があり、すぐ社会に出てしまう子供たちが詐欺の被害に遭ったり、あるいはだます側にまわらなかつたりというようなことをどう伝えるかという中で、来年は、来年度は授業づくりも一緒に関わってくださいと司法書士会のほうに、ある高校の先生がお見えになっておっしゃっていたんです。授業づくりからってことで、たった秋の1コマなんですけれども、その前後で先生がそれに対してのフォローをして、その1時間をうまくつくって行って、よい経験をさせたいという。授業づくりからやってください、ごめんなさい、お金はありませんで、もう最初から先生はおっしゃって。でも、よし、じゃあ何とかしようかって。

だから、周りを見ると、やっぱりそういうことはやれると思うんですね。特に市立高校で

市に1つですから、やっぱりそういう協力をうまく引き出すと、予算以外のところでできるかなと思います。

**委員長** そうですね。

**山田委員** 余計な。

**委員長** 山田委員がおっしゃったように、松田委員はキャリア教育をそういう意味で発言されました。進学支援だけをもろ手を挙げてやるということではなくて、就職する人たちに対しても何らの手当ても必要だろう。そのためにも、今おっしゃっていただいたようなことを含めて何か今後加味できればいいですね。

**松田委員** そうですね。

**委員長** 高等学校について、その他いかがでしょうか。

初耳なんだけど、今、教育長がおっしゃった、オーストラリアだけではなくて、これからアジア……

**教育長** いや、今年既に。

**委員長** あ、そうでしたか。

**教育長** マレーシアだけ。

**委員長** マレーシアに行ったんですか、行くんですか。

**教育長** ホームステイ、はい。ですから、ホームステイ先は、修学旅行でアメリカへ行って、それで夏にオーストラリアへ行って、秋にアジアに。アジアはもう近いので、時間も合理的ですし。ただ、ホームステイ先はこれから開拓しなきゃいけないという課題はあります。

そうやって少しずつ支援を増やせば、一方でスーパーグローバルハイスクールの、準ですけどね、まだアソシエイトですけども、そっちにも参加していますので。国際は国際で、その特色をもっと強くしたいと。

**委員長** おもしろい。アジアに向けて、どういう形で子供たちに関心持ってもらうか、行ってもらうか。それはとても重要なことですね。

**山田委員** じゃあ、それが、特色ある教育活動推進事業が2,100万円の増額になっているんですけども、全体で。こちらで補足説明があるのは800万でしたっけ。1,800万。

あ、そうか。だから、今のは、海外研修奨励金みたいなのも、そういうのが入ってくるといことですね。

**教育長** そうです。さらに言うと、ホームステイに行った高校生たちが市内の小学校にその報告というか、生徒が小学生に直接その経験を、経験談を伝える。そういう授業もことしの1

月から始めています。

**山田委員** なるほど。

**市立高校事務長** すみません、今の高等学校管理費と教育振興費の、その増減の違いなんですけれども、もう一つ補足させていただきます。特色ある教育活動ということで、部活動の関係もそちらのほうに含まれますので、高等学校管理費のほうに部活動指導講師の報償費が入っていたんですが、より明確にするために、そちらの部活非常勤講師に、部活動講師の謝礼を賃金としまして予算の組みかえを行いました。それで、そちらが1,800万ほどありますので、ちょうど行って来いの関係で、高等学校管理費のほうから1,800万……

**教育長** それで管理費のほうが減っているのか。

**市立高校事務長** 教育振興費のほうに行っております。

以上でございます。

**委員長** なるほど。目の1の1,800万減が目の2の特色ある教育活動推進事業へ移っているんですね。

**市立高校事務長** はい。

**松田委員** それでぴったりだ。

**委員長** そういうことですか。

高大連携支援事業は千葉大学との連携でしょうか。これはどんなことを意識されたんですか。

**市立高校事務長** 高大連携支援事業ということで、今年度からスタートしております。

今年度、千葉大との連携としましては、つい先日行ったんですが、千葉大学の留学生14名と通訳を兼ねた学生5名が、1年生を対象として交流会を実施しました。留学生、全て英語で話をしまして、こちらにわからないことがあったら通訳の方と、あと市立高校の英語の先生が張りついて、訳しながら交流を図ったところなんです。

それと、それ以外の大学、産業能率大学との連携もしております。あと、聖徳大学ですね、そちらのほうも行っております。

今後の予定としまして、また千葉大学の、今度、留学経験のある学生をお呼びしまして、インタビュー形式等で交流会を実施する予定となっております。

それと、教職員を対象とした研修会としまして、東京海洋大学特任教授の小松俊明先生をお呼びしまして、グローバル教育とは何かと、もう一回原点に帰って教職員のほうの研修を行う予定となっております。

以上です。

**委員長** それだけおやりになるのに、50万で足りるんですか。

**市立高校事務長** 中にはボランティアの大学もありますので、学生さんたち。

**委員長** ああ、そうですか。この50万にもろもろの行事が入っていますね。千葉大学との連携とあるけれども、千葉大の他にもあるということですね。わかりました。

4項目が終わりですが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** 高等学校について、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ここで事務局の説明者がかわります。次は第5項の社会教育費に入りたいと思います。もう少しで終わりますが、ここで5分間の休憩を入れたいと思います。

(休憩)

---

(再開)

**委員長** 再開してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、次の第5項、社会教育費に入ります。社会教育費についての質疑及び討論を行います。

先ほどの教育施策基本方針のところでも、社会教育が議論になりました。予算の裏づけとしてはこれになります。どうぞ、お願いします。

**瀧田委員** 社会教育全般でいいんですか。全般というか、どこでもいいんですね。

**委員長** 保健体育については除き、社会教育費だけにします。

**瀧田委員** 少額で、申し上げるのもちょっとあれなんですけど、図書館費の中の幼児・児童の読書普及事業、少しの減額なんです、43万2,000円のね。少しの減額なんですけど、やはり幼児教育に力を入れると、言っていた割に、ここの幼児教育というのは、図書館の中での幼児教育というのは一種独特だと思うんですね。それを、幾ら少額でも減額にするというのは、一番初めの、教育基本方針の一番初めに書いてあることの割には、ちょっとお粗末な扱いかなと思って。これを言ったからって、すぐ変えてくれるわけではないんでしょうけれども、私



としては金額云々ではなく、その辺はどういうふうにお考えでこの、たしか子供の図書室は別に会館があったような気がしましたけれども、そこでの事業展開とか、そういうことはどうというふうにお考えになっているのかと思いました。金額少なくて申しわけありませんが。

**委員長** 34ページですね。

**瀧田委員** ああ、そうです、34ページの図書館の項目です。

**委員長** 3目の2番目ですね。

**瀧田委員** すみません、お願いします。

**図書館長** 図書館長でございます。

減額の部分でございますけれども、こちら、備品の購入に当たりますので、前年度、金額が少し多かったものが、所要の経費が減ったということでございます。特に子供読書推進センターのほうのエアコンの購入ということがございまして、前年度がある程度、少し金額が大きかったものですから、それが減ったという形になっております。特に減らしたとか……

**瀧田委員** 特に粗末にしたわけじゃないということですね。

**図書館長** そういうことではございませんので、ご理解いただければと。

**瀧田委員** はい。それだけちょっと確認だけしておきたかったので。どうぞ幼児教育のほうの一環として、よろしく願いいたします。

**山田委員** その関連になりますが、公民館費の中の家庭教育力向上事業が96万円の増額で、これ、44ページ、45ページのほうを見ますと、一番上で100万円の予算の増と、それから、家庭教育学級のほうは若干、これは経費の見直しでしょうか、3万9,000円の減額ということですが、ここをもう少し。先ほど、東北大学でしたっけ、先生の授業というのが大体100万円を見込んでいるというふうにご覧になっていいのでしょうか。具体的に教えていただければありがたいです。

**生涯学習推進課長補佐** こちらのほうにつきましては、中身につきましては、報償費40万、それから印刷製本費、こちらを60万、計100万という形で計上してございます。

中身につきましては、啓発のパンフレット作成ということで、東北大学の川島隆太教授監修による啓発パンフレットを作成する予定でございます。こちらにつきましては、0歳児から5歳児の保護者に配布する予定になっております。

そして、家庭教育支援講演会の開催ということで、啓発パンフレットの内容を踏まえた、幼児を持つ保護者を対象とした、同じく川島隆太教授による講演会の実施を考えております。以上でございます。

**山田委員** これは、事業の中身については、もちろん教育長以下事務局というか担当部署にお任せをするわけなんですけど、第三者の学識経験者によってつくられたものをみんなで守りましょうというだけじゃないんだと思うので、これがどうやったらみんなに伝わるかというところでいうと、本当はそういうミーティングであるとか、そういう場づくりを含めて、しつらえていくということがあって初めてだと思うんですね。

ですから、印刷費60万の報償費40万だと本当に100万なので、ここは市長部局とも連携して、どういうふうにやっていけるかだと。もうここのお金だけじゃなくてやると思うので、そこは有機的に、変な言い方ですけども、丸投げをしたんじゃないのということでないように、ぜひ事業執行の段階で工夫していただければと思います。そういった意味での100万は、とりあえず突破口としての100万だと思うので、有効にいただければと思いました。

そう理解していいのでしょうかというのが質問になりますが、どうでしょうか。

**生涯学習推進課長補佐** そのように、お願いいたします。

**委員長** これは教育長にも投げかけているんですね。

**山田委員** そうですね。

**教育長** 丸投げというか、まるっきり逆ですね。こっちでまとめたものに対してアドバイスをもらう。監修してもらう。

**山田委員** そのまとめ作業というのは事務局内でやる感じですか。

**教育長** 事務局というか、生涯学習。

**山田委員** 生涯学習のスタッフでやる。

**教育長** 要するに、これまで家庭教育学級を支援していたあのグループがすごく有効に働いているんですけども、そんなに外から見えない部分があるんですよ、あそこの課の中に。この人たちが既に、幼児教育の段階の家庭教育学級に入っているんですけども、なかなか見えないというのがこれまであったので、そこをさらに充実させるという意味で、そこでプランづくりをしてもらって、それに対して川島先生のアドバイスをいただいてまとめるという。

**山田委員** それはどこかの、例えばここなのか、どこかで、これ、じゃあこれでいきましょうという、何かオーソライズというか、これでいこう……

**教育長** それは、これから始まることなので。

**山田委員** これから始まる。

**教育長** もしかすると、そういう手法もあるかもしれませんがけれども。

**山田委員** その一部の人たちだけでつくったようなんじゃない、何か仕掛けをぜひというのを。

教育長 いや、逆に、一部の人たちだけではつukれないと思います。

山田委員 つukれないですよ。

教育長 はい。

山田委員 それもだから、家庭教育学級の、今非常に有効なスタッフの人たちだけでなく、全市にどうやったら草案段階で参加を求めるとかといったことが、何かあるのかなというのが。

教育長 ですから、何度も言いますが、子ども部とかいろんな部と連携しないと、これはできないですから。そんなに簡単にぼんとはできません。

山田委員 1年じゃできないということでしょう。

教育長 そう、1年でできないかもしれません。2年、3年かかるかもしれない、それは。

瀧田委員 難しいですよ。

教育長 そうですね。でも、手をつけないと。

山田委員 ぜひ、もうこれはやりましょう。

瀧田委員 まあ、何かの形でね。ただ、ごめんなさい、話……

委員長 どうぞ、瀧田委員続けて下さい。

瀧田委員 ただ、家庭学級関係とか、そういう講演会に出ていく人というのは、もうごくごく少数です。本当に。いつも参加者何十人という単位じゃないですか。やっぱりそれじゃあだめなんですよ。同じ人が、ここの講演も、ここの講演も、ここの講演も来ている。じゃあ、その人たちがほかに伝達するかどうかと伝達しませんので、結局はもう二極化以上に。

それ、別に悪い、いいじゃないですよ。仕事をしている人たちというのがたくさんいますから、その人たちをどういうふうなサークルの中に入れてくるか。サイクルですね、中に入れていくか。だから、例えば夜、講演をする。夜、講演しても、子供を預けているから来ないでしょうし、日曜日、託児所をつけた講演をするとか。そういう形にして、少し来る層を変えていくという必要がないでしょうか。

やっぱり講演会をしますって、これはね、それはやらないよりはいいでしょうけれども、だったら、自分のうちでその方の、選んだ本読んでいるほうがいいわみたいになるかもしれないですね。そういう人はそういう人で、もう今までも育っているんですよ。ちゃんといるんですよ。

だけど、そうじゃない、子供を上手に、社会的にうまく教育ができない人たちをある程度ターゲットにしてやっていくということを言っているんじゃないんですか、家庭の教育力と

というのは。もうある人のことは言っているわけじゃないでしょうか？

**教育長** いや、そういう狭いところじゃないんですよ。もっと一般的に。

**瀧田委員** 一般的にね。

**教育長** はい。

**瀧田委員** でも……

じゃなくてね。でも、やっぱり偏るんですよ。

**山田委員** でも、だから、それはやっていきましょうよって話なんで。僕は、その策定過程にどれだけ広く開かれた感を出すか。これが関係者の広い、広く部署を、あらゆる部署でじゃなくて、広く開かれて参加して、みんなでつくったんだから、だから、じゃあって、守らなくちゃしょうがない。非常に消極的な人たちの意見も聞いたというような持っていき方。だから、恐らく1年じゃできないぐらいのものにしたほうがいいような気がするんですね。

**瀧田委員** まあ、でも、やっていくことは必要ですよ。

**教育長** 必要というよりも、なきやいけないですよ。もう既に作成している自治体もありますし、国もありますし。幼児教育については、絶対これから不可欠です。

これを、本音言うと、最初は学校教育部とも思ったんです。指導課は幼稚園を担当していましたから。ただ、やっぱり学校教育部じゃ無理なんですよ。なぜ無理かというと、保育園もありますし、さっきからの0歳児からのこともありますし、ですから、市長部局のいろんな部と連携もしなきやいけないですし、しなきやいけないです。しかし、教育という分野ですから、教員の知恵はやっぱり必要なんですよ。ですから、恐らくチームとしては幼稚園教諭も必要でしょうし、保育園の保育士さんも必要でしょうし、あるいは、川島さんみたいなお医者さん、市内のお医者さんの力もかりなきやいけないでしょうし、そうやっているような専門家が集まらないとできないプランなんですよ。福祉も必要です。だから、時間はかかると思います。

ただ、それをつくり始めるというメッセージも、これは大事だと思うんです。で、何とかベースをつくって、そのベースにのっとったいろんな教育をいろんな部署で始めることができれば、やはりこれは将来的に義務教育にはすごくプラスになって、市民の育成になるという。時間的にはすごく長いですがけれども、やっぱりやらなきゃいけないことなので、どこかが始めないと。

**山田委員** わかりました。いいですか、続けて。

**委員長** 山田委員続けて下さい。

**山田委員** すみません。社会教育推進事業が493万減額になっている。一番しょっぱなですけれども、社会教育総務費の。これは何かからくりがあるのかなというのが一つと、あと、（仮称）戸定フォーラム建設用地の、ここの仕組みがちょっとわからない。これ、800万減額になっているんですが、利子の負担金が減っているというのが、どういうことを意味するのかを教えていただければというふうに思います。

**社会教育課長** まず最初に、社会教育推進事業493万3,000円の減でございますけれども、26年度予算では、社会教育計画策定に係る費用としまして、アンケート調査、大学への支援業務委託費等、こちらを措置してましたが来年度は無くなりますので、減となっております。

続きまして、戸定フォーラム用地、建設用地の購入事業費利子負担金でございますが、山田委員、申し上げていたとおり、利息、利率の変更によりまして、この差額が生じているということでございます。

**山田委員** ごめんなさい、それが、私が、言っている私はわかっていないんですけれども。

**社会教育課長** わかりました。すみません。

**山田委員** どういう。

**社会教育課長** 戸定フォーラム用地購入ということで、今、簿価で25億何がしはございます。

その簿価を抑制するために、利息分につきましては単年度単年度で、その利息分だけ補填するというような形でございまして、年額にしまして約3,000万ほどの計上をさせていただいているということでございます。ですので、26年度につきましては、若干利率が高かったので、3,910万円の予算計上をさせていただいていたところ、27年度につきましては3,034万7,000円を計上させていただいていると。

**山田委員** 戸定邸の下のところですか。

**社会教育課長** そうでございます、はい。

**山田委員** あれが、公社か何かで持っていて。

**社会教育課長** ええ、平成6年に戸定フォーラム用地としまして土地開発公社に先行取得していただいているところでございます。

以上でございます。

**委員長** それで山田委員は理解されましたか。

**山田委員** いや、その事業の全体像はわかっていないですけれども、予算としてはわかりました。

**委員長** この際、ついではですから、その事業は何かというのを……

**山田委員** それ何か明らかにできる全体像。

**委員長** 聞くことは一向に構いません。

**山田委員** 戸定フォーラムは今後どう動くのかというものは。

**社会教育課長** 戸定フォーラム用地につきましては、先ほど申しました平成6年に土地開発公社の先行取得によりまして、国際交流、あとは美術館といったフォーラムの構想がございまして、そちらで先行取得したものでございます。その後、第2次、第3次実施計画において生涯学習会館構想に組み入れ、図書館、美術ホールを中心とした複合施設として検討してきました。現在は、第5次実施計画で社会教育施設を再編し、生涯学習センターの計画策定に着手するというようなことになってございます。この生涯学習センターの構想用地として、こちらが適当なのか、また別なところなのか。現在、松戸駅周辺の公共施設の再編として、全市的に検討されているところでございますので、同用地の活用方法についてもあわせて検討が進められていくというところでございまして。

長い間いろんな構想が出てきまして、現在は生涯学習センターという、教育委員会としてはこちら複合施設をというようなところではございますが、戸定フォーラム用地で建設構想が進められるか、また、全市的な公共施設の再編という中で、再度全体的な見直しを進めていくところで、そこは並行して検討を進めていきたいというところでございます。ですので、まだ戸定フォーラム用地につきましては、これだというような活用方法までは決定してございません。

以上でございます。

**委員長** 今、駐車場になっているところですか。

**社会教育課長** はい、そうです。

**教育長** 広いところ。

**委員長** そうですか。それは、先ほど25億円で取得したとかおっしゃっていました。それは違うんですか。

**社会教育課長** はい。平成6年での取得につきましては18億。

**委員長** 18億。

**社会教育課長** はい。で、利息、この間の利息がかさみまして、今現在、簿価では25億何がしになっているということでございます。

**委員長** なるほど、そうですか。帳簿上はそうなるわけですね。

**山田委員** 想像できない数字の世界ですので、何とも。

**委員長** そうですか。

**山田委員** 名称としても、戸定フォーラム、仮称のまま残っているという。

**社会教育課長** そうです。

**委員長** それは教育委員会が管轄している土地なんですね。

今は金利が下がっていますから、こういう形で800万も違うのは大きいですね。それでも3,000万円の利息負担がある。

**山田委員** 3,000万を払っているということがね、何と申しましょう。

**委員長** ほかに、いかがでしょう。

**山田委員** あとは市民劇場。すみません、一番下、市民劇場がちょっと今回。

**委員長** 増えています。

**山田委員** かかっていますね。市民劇場、市民会館もですけども、2,000万、1,000万と。

**委員長** 増額ですね。

**山田委員** これは、修繕か何かがあるんでしょうか。

**社会教育課長** 市民劇場につきまして、ご説明させていただきます。34ページの一番下でございますが、前年度と比べまして2,327万3,000円ほど増となっております。こちらの理由でございますけれども、市民劇場にございますエレベーター、そちらの保守点検部品の供給が平成30年9月をもって終了します。そのためのエレベーターの更新費が1,200万ございます。そのほかに、市民劇場にございますグランドピアノの修繕費、あと舞台照明の機器の更新、こちら55台ですけども、こちらと合わせまして2,327万3,000円の増となっております。

**委員長** それでよろしいですか。

**山田委員** はい。

**市民会館専門監** 市民会館の管理運営事業で、平成26年度に対しまして1,338万5,000円の増につきましては、委員のご指摘のとおり、主に修繕でして、具体的にはターボ冷凍機の修繕と、あと、つり天井調査委託並びに備品購入費によるものです。

補足いたしますと、ご案内のとおり、市民会館は建築後50年を経過しておりまして、設備の老朽化に伴いまして、ターボ冷凍機、空調機なんですけど、これが今年の7月11日に故障いたしましたして、クーラーが効かなくなりました。26年度にリアクトルのオイル交換、ターボ冷凍機の高圧起動盤の修繕を実施いたしましたして、27年度におきまして、そのターボ冷凍機の修繕、具体的な内容といたしましてはオーバーホールでございますが、1,200万計上しているところでございます。

以上です。

**委員長** そうですね、先程学校施設の老朽化について質問されました。それだけではなくて、施設の老朽化も同時にあるんですね。それを、どうするか。今後の問題ですね。

先程の家庭教育のことで、ちょっと補足的に聞きたいんですが、資料34ページだと、家庭教育力向上事業で566万7,000円とありますが、その上に学習機会提供事業というのがあるんですね。これは、公民館だから、生涯学習ということをおある程度意識しているんでしょうけれども、ちょっと関連してほしいと思っています。

どういうことかという、議案第68号の教育施策基本方針でも議論になりました。家庭教育を松戸市としてどういうふうにして進めていくか、具体的にどうするかという点です。これは真剣に考えなければいけない。

瀧田委員は、家庭にはなかなか公権力が入りにくいと言われた。これも確かなんですよ。だけど、教育基本法が改正されて家庭教育が入った。じゃあどうするか。

この点については、文科省も余り具体案は持っていないようです。難しいんです。だから、松戸市が先駆的に何かやっていく必要があると思います。じゃあどうするか。

文科省の浜松での教育委員の研修会で、新潟市と福島県における学校教育のあり方の報告がありました。その2校の報告がとてもよかった。どんなことをするかというと、子供たちに宿題を出し、それを学校に残って勉強させる。家で宿題をやれといってもできない子がいるので。まずは学校でやらせる。学校でやり残した分は家でやるというふうなことを習慣づけると、意外と家でも出来るようになる。それを見ていて、親が少しずつ感化されていくというやり方での家庭教育のやり方の方法があるということです。上から目線でやるよりも、下からのというか、同じ目線でやっていくと、意外とそっちのほうが効果あるということが実際にあるらしい。

そういうことも含めた家庭教育を松戸市としてどのようにやっていくか。これは教育長にぜひ骨折してほしい。考えてほしい。これはみんなでとにかく考えましょう。松戸市は、家庭学習、家庭教育はこんなやり方で少しずつ進めていますということで、それにも少しずつ、やっぱり予算の配分をしていきましょう、というふうにつながっていく。そうなる面白いなと思っているんです。つまり、家庭の中からやる気になるというのは、子供がやる気になれば親も少しずつ変わるという手法ですね。

松田委員、何かありますか。

**松田委員** いえ、そのとおりですね。ぜひそれを……



委員長 松戸市が何か考えませんか。

松田委員 すごくいいことですね。

委員長 学校教育部長、どうでしょう。

学校教育部長 家庭学習の推進を進めている以上は、やっぱりその辺のところは非常に大事なところだと思いますので。

委員長 大事なことはみんなわかっているんです。どうやるかです。まずは学校から何かそういう仕掛けをするということも考えられる。

学校教育部長 学校はいろんな仕掛けを今やっているんですよ。だから、それをどう家庭になげていくかというあたりを、今、学校でも模索しているところで。

委員長 模索して。

学校教育部長 いろいろな情報を共有し合うというのが大事なかなというのはあるので。

委員長 そう。それをトータルして見ていきたいですね。

教育長 今年度は家庭学習に各学校がとにかく力入れるように、それはずっと4月から言って。今日まで、実は校長の報告があったんですけども、いろんな年間の活動中でも、家庭学習の取り組みについては、成果も課題もありました。

ただ、福島や新潟と違うのは、その広まり方が首都圏はやっぱり違う。層の違う層がやっぱりありますからね。そこの部分にどうやって働きかけていくかという。

だから、今こうやって話題にしている、ここは社会教育の部分で学力とかの議論をしているじゃないですか。この議論は、こういう議論は多分去年まではなかったと思うんです。学力というと学校教育。でも、そうじゃなくて、やっぱり子供たちの力を伸ばすためには学校教育、社会教育関係なく、あるいは教育委員会、市長部局関係なく、みんなでとにかくいろんな力を伸ばすための方策を考え出さないといけない。中でも家庭教育は、その最も重いものなので、みんなでとにかく、どういう取り組みがいいのかというのを模索しなきゃいけないと。

委員長 一つの案としては、教育委員会の企画の中に家庭教育課をつくることも考えられます。社会教育課、学校教育課があるんだから、家庭教育課をつくり、そこが中心になって予算も立てる。予算の項目も、第5の次に第6は家庭教育費というふうにしてみるのも一案ですね。すると、もうちょっと大きくできる。これは今後の検討で、お任せします。

ほかに、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** この社会教育費についてですが、タウンスクールは、これはずっと従来どおりやるということですね。公民館費としての、タウンスクール管理運営事業というのは、具体的にはどんなことをやってこられたんですか。

**生涯学習推進課長補佐** こちらのほうにつきましては、施設提供ということで、タウンスクールに勤めていただいています非常勤職員さん、こちらのほうの賃金ですね。それと、施設維持するために、こちらのほうは委託料。ほとんど委託料になるんですが、学校の警備、それから清掃、そちらのほうの委託が主な金額になってきます。

あと、貸し出している部屋は4部屋ございます。そのほかに、おやこDE広場もございます。公民館として管理していますのは、4部屋のほうを管理運営させていただいています。以上でございます。

**生涯学習部長** 委託契約して、根木内タウンスクールを管理運営している。

**生涯学習推進課長補佐** そうですね。すみません、根木内タウンスクールですね。

**委員長** 根木内。

**生涯学習推進課長補佐** はい。

**委員長** なるほどね。

ほかに、いかがでしょうか。

**山田委員** ちょっと予算が減ったところで、松戸駅の市民ギャラリーの管理運営が、これが目の06で、36ページの上から2番目にあって、これは大きく減るのは、これは何か松戸駅の工事と関係があるのかというのが1点と、それから、同様に市史編さんが一番最後、保健体育の上のところ、これも大きく減るんですけども、これは何か、市史編さんの中で何か環境の変化があるのかというあたり。

**博物館次長** ご案内のとおり、松戸市市史編さんについては懸案事項として、もう十数年取り組んでまいりました。おかげさまで、今年度中をもって刊行の運びとなります。新年度に入りましたら教育委員会会議のほうにもご報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、今年度、最終的な製本、印刷等に係る経費を計上しておりましたが、来年度以降はそれは必要になりませんので、大幅に予算のほうは下がっております。

**生涯学習推進課長補佐** 松戸駅市民ギャラリー管理運営事業、156万3,000円の減なんですけど、こちらにつきましては、26年度におきまして、補助交付金といたしまして、設計負担金を負担してございます。こちらのほうは、26年度1回のみになりますので、27年度についてはつきませんので、156万3,000円減という形になっております。

ちなみに、こちらのほうは、平成31年に駅のギャラリーのほうは完成予定だというふうに伺っております。

以上でございます。

**山田委員** 新しい駅ビルと一緒に、またつくり直している。

**生涯学習推進課長補佐** はい、そうです。

**山田委員** それまでは、今の東西自由通路のところにあるやつ。

**生涯学習推進課長補佐** はい、そうですね。ただ、これもちょっと延び延びになっていまして、とりあえず平成27年7月までは使えるようになっていますが、まだその後もまた延びる可能性もあるということは聞いております。

**山田委員** 7月で一応、そうですか、はい、わかりました。

**委員長** 最後に1つだけ、図書館長にお伺いします。図書館費3億339万5,000円で、図書館管理運営事業がそのうちの約3億です。これは、図書購入費が主たるものでしょうけれども、松戸市のような規模の図書館で、図書購入費を主とする予算がこれで十分なのかどうかということをお聞きします。

**図書館長** 図書購入費につきまして、非常に難しいご質問でございますけれども、大体私どもの人口規模でございますと40市ほどございます。その平均は蔵書数が110万冊程度でございます。その中でどのように図書を更新していくかということもございますけれども、残念ながら、県内に図書館を設置している自治体というのは38ございますけれども、その中で住民1人当たりの蔵書数は、松戸市は最下位というふうになってございます。

ただ、これは蔵書スペースもございますので、購入しようと思っても、なかなか現在の施設では十分に蔵書を購入することができないということもございますので、そういう意味では、なるべく市民・利用者の皆様にご迷惑をかけないような形で、適正な図書購入、図書を選定させていただいて、ご利用いただくという形にしたいと思います。

そういう意味では、非常に松戸市の場合には、蔵書の回転率といいますか、総貸出数を蔵書で割り返した数値が4.3ということで、これは県内で最も高くなっております。失礼いたしました、4.0という形で、県内で一番多くなっております。そういう意味では、蔵書が有効に活用されているのではないかなというふうに考えてございます。

**委員長** ありがとうございます。物理的な限界ですよ。

**松田委員** あれは限界ですよ。

**委員長** わかりました。はい、どうもありがとうございました。

社会教育費については、それでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、これで5項はおしまいになります。

最後に、第6項、保健体育費の質疑及び討論を行います。

ここで、先ほどの給食費についてもお願いします。

**山田委員** ああ、そうですね。

**委員長** お待たせしました。最後になりました。最後の第6項、保健体育費の質疑及び討論に入ります。

**山田委員** はい。それでは、私から。46ページの小学校給食管理運営事業と、その下、中学校給食管理運営事業の準要保護児童給食援助費につきましては、小学校のほうが421万円の減ということで、中学校は増えておりますけれども、それと、先ほどちょっと中学校費、小学校費の中の要保護あるいは準要保護の就学援助費の増減と差異があるものですから、どういった切り分け方でその差が出てくるのかなと思いました。特に質問として、小学校の準要保護児童給食援助費が減っているということについて、何か背景があれば教えていただければということでございます。全体としては増えているのかなという想像があったものですから。

**学校給食担当室長** 小学校の準要保護児童の援助費につきましては、減額ということですが、減っているというよりは、財政からの指導がありまして、予算を余り大きく持つなということで、例年の実績に合わせた数字で持ちなさいというところがありますので、若干予算額を圧縮してございます。今まで大分幅を持ってはいたんですが、そういった意味では少し圧縮をして、実績に近い数字で予算を持ってということで指導がございました。援助につきましては若干増えているのは、もう委員さんご推察のとおりでございます。

中学校のほうは、逆に言うと増えている。逆に言うと、小学校の児童数よりも中学生の生徒数のほうがまだ若干生徒数は伸びておりますので、その分、やはり援助費のほうも増えていくというようなことでございます。

また、中学校のほうは、選択制をとっておりますので、学校で給食を食べる子については給食費の援助。それから、お弁当でいきたいという、そういった要保護のご家庭もございますので、そういった家庭には1食当たりのお弁当代ということで援助をしておりますので、若干その辺のところ小学校と違いがあるということもございます。そういった部分で、小学校と中学校では、ちょっと中身の性質というか、援助の仕方が若干違うということも一つ要因ということになっているかと思えます。

以上でございます。

山田委員 ありがとうございます。

委員長 ほかに、いかがですか。

今の質問及びお答えと関連するんですけれども、46ページの表で見ますと、小学校給食管理費、管理運営事業のところですが、その一番最後、給食調理委託業務、委託校24校です。

ということは、あと24校は委託していないということですね。

学校給食担当室長 20校です。

委員長 失礼、そうですね。その下を見ると、中学校の3番目、中学校は20校全部委託していますね。したがって、中学校については全部給食で……

学校給食担当室長 委託です、はい。

委員長 というふうに理解していいんですね。

山田委員 いや、給食か、お弁当かではない。委託と自校。委託か自分の、委託か……

学校給食担当室長 委託は、調理委託なんです。

委員長 調理委託ですか。

学校給食担当室長 はい。

委員長 ということは、20校が全部委託しているわけですね。

ということは、中学校は全部給食業者が入って、そこで給食を提供しているということですね。

教育長 はい。

委員長 子供たちは全部その給食をとっているということですね。

教育長 まあ、給食か、お弁当か。

委員長 お弁当もあるの。

山田委員 だから、選択方式ですから。

教育長 選択ができると。

委員長 そういうことですか。中学は、お弁当の人はお弁当でもいいんですか。

教育長 はい。

委員長 小学校は。

教育長 小学校は給食です。

委員長 全員が同じものを食べる。

教育長 例外もありますけどね。

**委員長** まあ、アレルギーがありますから……

**教育長** 原則的には。

**委員長** それは当然その方式でいいんです。

**山田委員** ちょっと別の点、いいですか。

**委員長** はい、どうぞ。

**山田委員** 36ページに戻りまして、保健体育費の01、保健体育総務費の上から2番目のスポーツ団体・指導者育成支援事業が、300万ですけれども、減額になっているんですけれども、この辺は何か減額という意味での、実際縮小するようなことの意味なんでしょうか。それともそうでない、何か数字上の、不可欠な経年変化なんでしょうか。

**スポーツ課長** スポーツ指導者の育成支援事業なんですけれども、その中には、体育協会の補助金であるとか、それから選手の育成支援業務であるとか、また、スポーツ推進員の活動支援業務とか、そういったものがございます。

その中で、今回は、大きく減っているのはスポーツ推進員の支援業務、こちらなんですけれども、スポーツ推進員について、昨年ちょうど委嘱替えの年でした。その際に、スポーツ推進員が活動するためのジャージであるとか、それからポロシャツを貸与いたしました。平成27年度は2年目ということですので、その分が大きく減額されております。

**山田委員** 体育施設費、03の体育施設費の新松戸と栗ヶ沢のテニスの管理運営事業が、これ、大きく減らしている点。同様にな、柿の木台、千駄堀スポーツ広場と、この辺のちょっと数字の動き。

**スポーツ課長** 平成26年度の予算で、まず、新松戸プールの管理運営事業で新松戸のプールのろ過機、それからプールの塗装を行いました。平成27年度はその分がなく減額になりました。

それから、栗ヶ沢公園等の庭球場管理運営事業ですけれども、こちらは、新松戸にありますテニスコートが相当傷んでいるということもございましたので、ハードコート2面を全面改修いたしました。平成27年度は、その分がなく減額になりました。

それから、柿の木台の公園体育館の管理運営事業ですけれども、平成26年度で自家発電の工事を行いました。平成27年度はその分がなく減額になりました。

それから、千駄堀のスポーツ広場ですけれども、こちらは今回2期工事を行っております。27年度は工事を予定しておりませんので、その分の減額ということでございます。

**山田委員** 投資がなされていたということであれば、まあまあ、それが完了したのはいいことだなと思います。

**瀧田委員** 同じ体育施設費、36ページ、運動公園管理運営事業で、これは6,000万の増額。ちょっとそのことについてお願いします。

**スポーツ課長** 運動公園の管理運営事業ですけれども、平成26年度は、野球場の外野フェンス等の改修を行いました。それからあと陸上競技場、これは、公認申請とるために一部改修をいたしました。27年度は、今度新しく電光掲示板型のスコアボードを設置いたします。それと、体育館のつり天井の調査ということで予算をとっておまして、その差額になります。

**瀧田委員** ああ、そうなんですか。はい、ありがとうございます。

活動支援費みたいなのは、例えば社会教育のほうの活動支援費みたいなのが多少あったような気がしまして、そういうのは特にないんですね、スポーツ課のほうでは、予算の中に。

**委員長** 300万減っていますが、これは先程説明がありました。

**瀧田委員** 支援事業ね。ああ、わかりました。すみません。

**委員長** ジャージ代、なくなった。

**山田委員** その上がスポーツ活動支援事業で1つある。

**瀧田委員** スポーツ活動支援、これね。

**委員長** ほかにはよろしいですか。

最後は関台の件が残っています。

**松田委員** 学校給食費なんですけど、食教育事業というのはどんなことをやられているんでしょうか。

**学校給食担当室長** 食育事業につきましては、学校栄養職員を対象に、食に関する指導ということで外部講師を招聘して講演会をやっていただいたり、また、地場産業、地場のものを使った給食の提供ということで調理実習などを行いまして、千葉県産、もちろん松戸産の食材を使った給食の提供の研修だとか、そういったことでの事業で使っております。

**松田委員** ちょっと興味を持ったのは、4,000円の減というものの根拠が一体何に置かれているのかなということだったんです。

**学校給食担当室長** 特に。端数の部分で、特に大きな昨年度からの変更ということは考えてございません。

**松田委員** ああ、そうですか。

**学校給食担当室長** はい。

**委員長** いわゆる地産池消ですね。それを子供たちに伝えるために、今のお話では、その調理をしている人たち、栄養士さんたちに対する教育、講演ですね。

ほかに、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、保健体育は終わりにします。最後に、関台小学校関係のものがあります。

これは一応別にしてよろしいですか。したがって、保健体育費について事務局説明はこれで、保健体育費について一応終了としましょう。

事務局の皆様、どうもありがとうございました。

最後に(仮称)関台小について、私からの質問です。46ページと47ページの数字の違いがちょっと気になりました。46ページの一番下の表がありますね。26年から27年度の工事期間、それについて事業費が、26年、10億6,783万で、27年度が36億七千何百とあります。この27年度は、右側の47ページでは36億、これは合っているんです。平成26年予算のところでは8億5,843万になっている。46ページでは10億6,700、この違いは何か、これがお聞きしたかった点です。

37ページをご覧ください。37ページを見ると、一番上、26年度は10億6,783万で、これは合っているんですよ。これはどういうふうに理解したらいいんでしょう。

**教育施設課長** これは、今年度の7月に臨時議会開きまして、補正で承認された数字で変わっております。増額されたものでございます。

**山田委員** 当初予算。

**教育施設課長** はい。当初予算から7月に補正で承認されたものでございます。

**委員長** それは37ページのほう。

**教育長** 増えているほう。

**委員長** 増えているほう、10億のほう。当初の予算は47ページのほう。

**教育施設課長** 当初が47ページ。

**委員長** 47ページ。

**教育施設課長** はい。8億5,800。

**委員長** 46ページは補正も含んだ数字。

**教育施設課長** そうです。

**委員長** わかりました。予算のところは、補正は含まず、最初の予算だけなんです。

**教育施設課長** 当初予算の場合は、当初予算分を記した分になります。

**委員長** なるほど、わかりました。僕の頭を補正しておきます。

ということで、歳出はよろしゅうございますね。



(「はい」の声あり)

**委員長** ありがとうございます。

残りの、歳入について、一括して質疑及び討論をお願いします。

歳入については、ちょっと注意といいますか、我々が、勉強しておかなければいけないことがありますので、それを意見交換しましょう。

通常、予算というのは、「入るを量りて出ざるを為す」と言われるように、収入があつて初めて支出があるんですね。我々は支出のほうを先に審議しました。これから、そのもとになる原資、つまり収入のほうをお諮りします。

23ページからですが、その23ページにいく前に、21ページと22ページをご覧ください。21ページの一番下、歳入合計のその上、市債発行による収入が146億4,550万です。

それを見て、今度は28ページをご覧ください。教育委員会の歳入のほうは、28ページの一番下、146億市債発行するうちの3分の1、約52億が市債の発行による収入なんです。その内訳は右側です。小学校債が39億7,000万で、これが一番大きいのです。

言いたいことは、14.1%の教育予算費の増加ですけれども、市債発行による、52億の市債発行による増額分もあるということ。したがって、教育予算が市の予算の14.1%に当たるから、教育費に市は予算を割いてくれると、その一面もあるけれども、そのしかし大きな部分が市債発行によるものだということですね。これを我々、歳入のほうで少し注意して、意識しながら支出を、なるべく節約予算を組まなければいけないということを言いたいわけです。本当はそれだけなんです。つまり、こういう裏づけをもって我々は今、ご承認いただいた歳出を決めました。歳入のほうは大体そんな内容です。国庫の支出金が18億ほどありますが、市の借金による負担というのが大きいんですよ。

ということをあらかじめ申し上げて、歳入のほうのご意見を伺いたいと思います。いかがでしょう。

**松田委員** 質問になります。全体に関わることですが、使用料による収入が、歳入がたくさんあるんですけれども、この使用料の予算というのはどのようにして決めるものなんでしょうか。何か公式とか、そういったものがあるんだったら教えていただきたいんですけれども。

**委員長** 24ページですね。2億1,675万ですね。

**松田委員** ええ。具体的に、武道館の使用料だとか研究所の使用料というのはあるんですけれども。

**教育企画課長** 全般的なことなので、ちょっと一般論的になってしまうかもしれませんが、基

本的には、まず、使用料に関しましては条例で幾ら幾らと決まっております。その上で使用料を徴収する。例えばスポーツ施設であれば、スポーツ施設の利用者がどのぐらいいるのか見積もって、また、基本的には前年、過去数年の実績に基づいて利用者の数を見込み、使用料単価を掛けて積算すると。そんなような形で積算をして、歳入予算として計上している。そんな形だと思います。

**松田委員** 過去数年間の平均のようなものなんですか。

**教育企画課長** 平均というよりは、伸び率とか、あるいは減少傾向にあるとか、そういったものだと思います。その出し方というのは……

**松田委員** なかなか難しいですね。

**教育企画課長** ええ、各施設の特徴も踏まえて、各施設を所管する課で積算していると、そういう状況だと思います。

**松田委員** はい、わかりました。ありがとうございます。

**山田委員** その使用料は恐らく若干小さめに出しているのかなと。前年より少なめに見積もっているのが多いので、そうなのかなというふうに感じました。

収入のほうは、あとは国庫とか県とかは、正直言うと、そういう財源をしっかりと検討されてのっけていただいていると思うので、正直よくわからないというところなんです。最後のほうの、29ページの雑入のところ、年によって、26年だとスポーツ課の雑入が2,060万で、27年だと社会教育課が1,020万で、この辺は数字がある程度大きいんですけども、どういったことなのか、教えていただければと思います。

**スポーツ課長** 26年度の2,060万円ですけれども、これはスポーツ振興くじの助成金で、陸上競技場の改修工事をいたしましたので、これがスポーツ振興くじの助成対象となりますので、こちらからの助成金が2,000万円という予算をとっておりました。それからあと、千葉県のスポーツ振興基金から60万円というのがございました。

27年度はこういったものはございませんので、減額ということでございます。

**山田委員** ほかに分けようがないから、ここに雑で入れているということね。

**スポーツ課長** はい。

**社会教育課長** 社会教育課の雑入でございますが、26年度がゼロ、27年度1,020万とございます。これは、27年度、新年度に予定しています企画展、板倉鼎・須美子の企画展示を行うところで、日本芸術文化振興会、または自治総合センター、あと花王芸術・科学財団、こちらのほうに助成の申請をしている申請額でございます。企画展を行うときに、こういった助成

を活用させていただきまして実施したいということで、予算計上させていただいております。

以上でございます。

**委員長** それは以前にも利用されたことがあるんですか。

**社会教育課長** はい、ございます。

**委員長** それで、助成金もかなり受けているわけですね。わかりました。

**山田委員** あと、じゃあ、すみません、25ページ、博物館観覧料。これは社会教育使用料の中の下から2番目ですけれども、「博物館観覧料 美術展分」ということで76万円が今年計上されるというところを、お願いいたします。

**社会教育課長** こちら、76万でございますが、同じ企画展、板倉鼎・須美子の、入場料収入を見込んでいますところございます。

**山田委員** 入館料をこっちに入れている。

**社会教育課長** はい。入館料です。失礼いたしました、はい。

**山田委員** それは、その下の科目とは別立てにされるべきものと、博物館というところとは違うということなんですね。

**委員長** そうですか。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、お疲れのようですので、議案第70号についての質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、議案第70号を採決いたします。議案第70号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第70号は原案どおり決定いたしました。

どうも遅くまでご苦労さまでした。

---

#### ◎議案第71号

**委員長** 次に、議案第71号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

松戸市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員はご退席ください。

生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部参事監、教育企画課長、教育企画課専門監、以上です。

その他の方は退席してください。

(指定職員以外退席)

**委員長** それでは、議案第71号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を扱います。

ご説明願います。

**教育企画課長** それでは、ご説明をさせていただきます。

この条例の趣旨でございますけれども、ご案内とは思いますが、教育委員会制度改革におきましては、そのポイントの1点目、「教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置」。そのほか、「総合教育会議の新設」、「教育に関する大綱の策定」があるわけですが、このポイントのうち、新教育長の設置に関する関係条例の整備を行うものでございます。

現行の教育長と新教育長の差異を申し上げます。

まず、教育長の任命でございますが、現行は、市長は議会の同意を得て教育委員を任命します。そして教育委員会が教育長を任命することになっております。ところが、新教育長は、教育委員ではなくなり、市長が議会の同意を得て教育長を直接任命することになります。

したがって、教育長の身分なんですけれども、現行制度は一般職として位置づけられておりましたが、新教育長は特別職の位置づけになります。こうしたことから、今回、3本の条例が改正の必要が生じました。以下、順に、新旧対照表によりまして、ご説明をさせていただきます。

まず1点目、特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例でございますが、第6条の2、ここに「(教育長にあつては、その者の教育委員としての任期をいう。以下同じ。)」とアンダーラインを引いた部分がありますが、教育委員ではなくなりますので、この部分を削除いたします。

それから、同じく条例の別表1でございますけれども、教育委員長と教育長が一本化されますので、教育委員長、月額報酬10万1,000円につきましては削除ということになります。

それから、2つ目の条例ですが、松戸市教育委員会委員の定数に関する条例でございます。教育長が、新教育長は教育委員ではなくなりますことから、教育委員会会議の構成が、現行

は6人の教育委員でしたんですが、改正後は教育長と5人の委員さんという形になりますので、定数を6人から5名に改めるものでございます。

続きまして54ページ、松戸市教育長の勤務時間等に関する条例の改正でございますけれども、先ほど申しましたように、現行の教育長は一般職として位置づけられておりました。一般職の場合は地方公務員法第35条の規定によって職務専念義務が課せられており、一般職の職務専念義務の適用がございました。しかしながら、特別職となることによって、地方公務員法第35条の適用はなくなります。これに対しまして、新しい改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定によりまして、条例によって教育長の職務専念義務の特例を定めることができることとされました。これを受けまして松戸市では、教育長の職務専念義務の免除として、一般職と同じように研修、第2条にあります、(1)研修を受ける場合、それから(2)厚生に関する計画の実施に参加する場合、これは簡単に言うと人間ドックを受ける場合なんですけれども、一般職と同様の事由を定めるものでございます。

以上でございます。

**委員長** 議案第71号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論を行います。

特に問題にする点というのはありませんね。

(「はい」の声あり)

**委員長** 問題となるのは委員長に関するところだけです。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、議案第71号については、質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第71号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第71号は原案どおり決定いたしました。

以上で秘密会を終了します。関係職員及び傍聴人の入室を許可いたします。

(関係職員等入室)

**委員長** ご報告いたします。議案第69号、第70号及び第71号につきましては原案どおり決定いたしました。

---

◎報告等

**委員長** 最後に、報告等です。

最初に、「松戸市スポーツ施設基本構想について」です。

ご説明願います。

**スポーツ課長** それでは、松戸市スポーツ施設基本構想案について説明させていただきます。

では、目次をごらんいただきたいと思います。この基本構想は、大きく6つの内容で構成されております。1つ目の「松戸市スポーツ施設基本構想について」から、順に説明させていただきます。

次、5ページをお開きいただきたいと思います。5ページです。「Ⅰ松戸市スポーツ施設基本構想について」でございます。

1、目的ですが、松戸市内に配置されているスポーツ施設の現状及び課題を整理し、安全性の向上、施設快適性・利便性向上の観点から、松戸市における今後のスポーツ施設整備のあり方について検討を行い、将来構想を策定するものです。

2、松戸市についてですが、こちらは松戸市の概要となりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、6ページをごらんください。「Ⅱ市内スポーツ施設の現況把握」についてでございます。

1、市内スポーツ施設の分類につきましては、表1をご覧ください。これは、市内の各施設を、その特徴により、記載のとおり6グループに分類しております。この中から、多目的グラウンドですが、この多目的グラウンドは屋外にあります芝生広場などで、設備が整っていないグラウンドのようなイメージをご想像いただければと思います。

次に、7ページから9ページについてでございます。市内スポーツ施設の分布は、6ページで分類いたしました項目ごとに地図上に記載し、地理的な偏り等を示したものでございますので、ご参照いただければと思います。

次に、10ページをご覧ください。市内スポーツ施設の現状と課題の整理についてでございます。

1、市内の地域別スポーツ施設数は、11ページにございます図7、地域区分は、松戸市総合計画後期基本計画にて、松戸市内を3地域に分割し、西部地域、北部地域、東部地域としておりますので、10ページの表には3地域に分類した場合の施設数の偏りを示しております。ご覧いただければおわかりかと存じますが、北部地域は全体的に施設数が少なくっており、西部地域はテニスコートが比較的少ないといった結果となっております。

次に、12ページをご覧くださいと思います。2、スポーツ施設の老朽化についてでございます。

市内スポーツ施設は、その多くが建築後30年から50年を経過した施設が多く、老朽化が進んでいます。

表3に建築年月日と建築年数が記載されております。運動公園、武道館、野球場、プール、江戸川河川敷の、表右側部分にございます経過年数の部分が網かけとなっておりますが、こちらは、いずれの施設も開放開始から40年以上経過している旨の表記となっております。

次に、13ページをご覧くださいと思います。3、他市のスポーツ施設整備水準との比較についてでございます。

表4に、人口1万人当たりの施設数の比較を数値であらわしたものが記載されております。表をごらんいただきますと、松戸市と同程度の人口を有した市川市や柏市と比較すると、本市は人口1万人当たりの施設数が少なく、野球やサッカーといった屋外で球技する施設数が少ないことがおわかりいただけると思います。

次に、14、15ページをご覧くださいと思います。4、施設別利用者数は、平成22年度から24年度の利用者数を記載しております。平成23年度は多くの施設で利用者数が減少しておりますが、これは震災の影響により停電等を行ったため、一時的に開放を制限しております。

次に、16ページをご覧くださいと思います。5、日ごろの運動・スポーツの状況についてでございます。こちらは、松戸市総合計画や文部科学省が行った市民の方々のスポーツに関する意識調査の結果を掲載しており、本市における運動・スポーツをしている人の割合は、全国調査と比べ、やや低い数値となっております。

次に、17ページをご覧ください。6、スポーツ施設への要望についてでございます。主な要望、課題といたしましては、施設の老朽化が目立つ、気軽にスポーツを楽しむ施設が少ない、個人で利用できる施設が少ないなどの声でした。

次に、18ページをご覧ください。7、障害者のスポーツ施設利用者についてでございます。第2次松戸市障害者計画にて行ったアンケート調査の結果を掲載しております。市内のスポーツ施設は古く、バリアフリーに対応していない施設が多くを占めております。今後、障害者や高齢者に配慮した施設・設備の充実は避けることのできない課題でございます。

次に、19ページをご覧ください。8、今後行ってみたい運動・スポーツについてでございますが、こちらは、文部科学省で行った世論調査を掲載しております。近年のベストスリー

は、ウォーキング、体操、水泳となっております。

次の20ページをご覧ください。災害時の避難所等としての役割についてでございます。各スポーツ施設は、その収容能力や施設面積の広さから、災害時の収容避難場所・広域避難場所として指定されており、今後もその役割を果たすだけの機能が必要になります。

次に、21ページです。10、地域スポーツ団体についてでございます。

こちらで記載されております総合型地域スポーツクラブとは、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのことをいいます。松戸市では、既に3つの団体が設立されております。

そのほかのスポーツ団体といたしましては、松戸市体育協会に加盟する46種にも及ぶスポーツ団体やスポーツ少年団といった、さまざまなスポーツ団体が市内各所で活動されております。

次に、22、23ページをご覧ください。11、課題の整理についてでございます。これまで10ページから21ページまで、さまざまデータを記載いたしておりますが、そこからかいま見えた松戸市における課題を11個、それぞれ要約してまとめたものです。また、こちらで記載した課題は、その重要度や優先順位を考慮して記載はいたしておりません。

次に、24ページをご覧ください。「IV基本理念・将来目標の設定」についてでございます。

1、基本理念についてですが、松戸市後期基本計画では目指したい将来像を、「生涯を通じて学んだり、スポーツをする楽しさを味わい続けられるように、自主的に参加しやすい場所や機会をふやすことで、年齢に関わらず心身ともにいきいきと暮らせるまちを実現します」としております。それを踏まえ、「市民だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しめる環境づくり」を、この基本計画の基本理念といたしました。

次に、25ページをご覧ください。2、目標の設定についてでございます。こちらは、松戸市後期基本計画で設定している、スポーツを行っている市民の割合50%を目指すと、同じく基本構想での目標として設定いたしております。

次に、26ページをご覧ください。「V将来像実現のための基本方針の設定」についてでございます。

1、スポーツ施設整備の将来像についてですが、今後、新たな土地等を取得し、施設数を増やしていくことは非常に困難であります。限りある財源、土地、空間、人的資源を有効的に活用して、理念、目標を達成するためには、選択と集中の考え方を取り入れることが必要



であります。

具体的には、ページ下にございます図9をご覧ください。松戸運動公園を市の中心となる中核施設と位置づけ、そこから北部、西部、東部の各地域に地域拠点施設を設け、そこからさらに地域スポーツ施設へと広がっていく形を将来像としております。

次に、27ページをご覧ください。2、将来像実現のための基本方針の設定についてです。26ページの図9の将来像を文章でまとめたものです。まず、中核施設としての機能を十分に有するだけの施設まで松戸運動公園の機能を高めます。次に、各施設、北部、西部、東部のネットワーク拠点として、地域拠点施設の設定。最後に、小規模地域レベルでの地域スポーツ施設の整備目標を記載しております。

次に、28ページをご覧ください。「VI全体構想策定」についてでございます。

1、スポーツ施設配備計画についてですが、こちらは、26、27ページで説明した中核施設、地域拠点施設、地域スポーツ施設に、既存の市内スポーツ施設を当てはめた図がこちらになります。

次に、29ページをご覧ください。2、中核施設（松戸運動公園）の整備構想案についてですが、これまでの説明でもございましたが、将来像の中で、松戸運動公園が市の中核施設と位置づけておりますが、中核施設としての機能を十分に有していないのが現状でございます。そこで、29ページから31ページでは、松戸運動公園の整備構想3案を示しております。

1つ目は、経過年数及び老朽化が著しい武道館のみの新設案です。メリットは、既存の施設を生かした計画で、コストが抑えられる点です。デメリットは、建築から30年以上経過しているプールや体育館のメンテナンスや建てかえも視野に入れなければならない、また、駐車場不足の問題が解消できないなどの点がございます。イメージ図としては、29ページの図11と図12をご参照ください。

次に、30ページです。2つ目は、体育館・武道館・屋内プール一体型リニューアル案です。メリットは、限りあるスペースを有効活用でき、駐車場の増設ができます。また、料金支払い窓口を1カ所に集約でき、体育館・武道館・プールの使用によっては、大規模大会の開催が可能となるなどの点がございます。デメリットは、コストが高く、工事中は運動公園全体が利用できなくなる可能性が高いが、現状他の体育館に運動公園ほどの収容規模の体育館がないことなどが挙げられます。イメージ図としては、図13と図14をご参照いただければと思います。

次に31ページ、3つ目は、運動公園施設の一部移設及びその他リニューアル案です。メリ

ットは、屋外プールを移設し、専用施設としての機能を充実させることで、オリンピック・パラリンピック事前キャンプの誘致活動に取り入れることが可能となります。また、移設したプール跡地を駐車場とすることで、現駐車場と一体型の自走式の2階建て駐車場が可能となります。デメリットといたしましては、コストが高く、移設するプールの土地の確保が困難であるという点でございます。

次に、32ページをご覧ください。3、地域拠点施設の整備構想案についてでございますが、こちらは、具体的にある特定の場所に施設を建てる計画ではなく、北部、西部、東部の各地域で網かけ部分で示しております、拡充を検討する機能を有した施設が必要であるといった改修整備案でございます。小金原・柿の木台・常盤平体育館が候補として挙げられます。

次に、33ページをご覧ください。4、地域スポーツ施設の改修及び新規整備についてでございます。

(1) 地域スポーツ施設の改修では、各地域別に設置されている施設を表11に記載しておりますが、表には環境部が管理している施設も記載してございますが、市民の皆様が安全で快適な利用ができる施設となるよう、効率的かつ効果的に改修整備を行っていく必要がございます。

次に、(2) 新規スポーツ施設の整備についてでございますが、こちらは、各地域別に市民ニーズを把握し、その地域でニーズの高いスポーツ種目の施設整備を優先的に行っていくといったものです。

(3) その他のスポーツ施設整備は、民間の空き地等を活用したスポーツ施設の整備を検討するものです。単純に施設数を増やすのではなく、周辺施設とのバランスを考慮する必要がございます。

次に、34ページをご覧ください。5、改修スケジュールについてでございます。

改修スケジュールといたしましては、前期、中期、長期の3つの期間に分けた計画を考えております。

前期改修に記載されております下から3つの、陸上競技場改修工事、新松戸プール改修工事、新松戸庭球場改修工事は、本年度予算が計上されており、陸上競技場は既に工事が完了しており、新松戸プールや新松戸庭球場につきましても工事を実施している状況でございます。前期改修予定に松戸運動公園野球場が記載されておりますが、こちら、武道館・体育館・陸上競技場などが国民体育大会等の契機もあり、部分的に改修工事を行った過去もございますが、建築後41年間、大規模改修を行っていなかったため、前期改修予定に組み込みま

した。

中期改修といたしましては、松戸運動公園・武道館及び江戸川河川敷の再整備、長期改修といたしましては、松戸運動公園・体育館やテニスコートを挙げております。

次に、35ページをご覧ください。前の34ページで説明いたしました内容を表に記載したものにになりますので、ご参照いただければと思います。

次に、36ページをご覧ください。6、まとめについてでございます。

1、松戸運動公園を中核施設として優先的に整備についてですが、こちらは、24ページから35ページをまとめたものです。中核施設としては多様な機能を有し、さまざまなスポーツを行える拠点としての松戸運動公園を目指します。また、34、35ページに記載いたしました、松戸運動公園野球場の改修を前期改修と位置づけておりますので、整備案を36ページ真ん中から下の部分にかけて記載いたしております。

次に、37ページをご覧ください。

2、江戸川河川敷スポーツ広場、千駄堀スポーツ広場の改修整備です。松戸市内は野球場やサッカー場といった屋外で球技する場所が少ないことから、施設面積を有する江戸川河川敷及び千駄堀スポーツ広場を屋外球技場として有効に整備していくものです。

3、地域スポーツ施設の改修整備についてでございます。これは、小規模の地域スポーツ施設を、その利用率や老朽化を勘案しつつ改修整備を行っていくものです。

4、松戸運動公園の施設の重層化についてでございます。中核施設としての機能や、新たなニーズへの対応、市民の憩いの場や気軽にスポーツに親しむ場の不足などの課題を解決するために、体育館・武道館など施設の重層化を図るものです。

5、その他のスポーツ施設整備ですが、地域の要望や特性を踏まえ、民間の空き地等を有効活用し、スポーツ施設の再整備を検討します。

以上、雑駁ですが、スポーツ施設基本構想案の説明とさせていただきます。

なお、今後の予定ですけれども、市長、副市長、それから議長へ説明した後、4月にパブリックコメントを予定しております。また、今後、公共施設再編整備計画が策定されますので、この計画と基本構想の整合性を図るなど、基本構想をまた見直した後、改めて教育委員会会議に議案として提出させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**委員長** どうもありがとうございました。詳しい内容説明を伺いました。なかなかいい基本構想案ですね。

何かご意見ありましたら、どうぞ。

**瀧田委員** オリンピックがございますよね。それに向けて、何か工事をすると活動が一時的に中止になったりしますけれども、子供たちとか、いろんな市民でも、活動に支障がないように。なるべくいい状態でスポーツ活動ができるように、オリンピックを目指してってわけではないんですが、時間的な制約とか、活動の制限とか、そんなものがないように考えていただいて。できたものは、すばらしいものができるような気がするんですね、変えていけば。ただ、その変えるためには何らかの休止の期間が、かなり長い間あると思うんですが、それが、オリンピックとかそういうものを踏まえたり、または高齢者とか、余り待ってられない人たち、そういう人たちに支障がないように、前向きにしていきたいなというのが願いですけれども。

**スポーツ課長** 施設を全面的改修するということになれば、当然その期間、全く使えない状況はあります。ただ、運動公園を中核施設として考えておりますので、例えば面積的にそれが足りるかどうか、ちょっとまだ出していませんけれども、運動公園の武道館・体育館がございます。その前にまだ空いている土地があります。あそこに、例えば構想の一つで、集約した建物をつくれば、奥の施設というのは影響を与えないということも考えられますけれども。それが可能かどうかというのは、またこれから検証していかなければならない。

**瀧田委員** はい、そうですね。

**スポーツ課長** ですから、できるだけスポーツ施設、支障のないような形でやっていきたいと思っておりますけれども、最悪は、どこかを使えなくなる。1年ないし2年になるか、わかりませんが、その辺、使えなくなる時期というのはあるかもしれません。

**瀧田委員** そうね。これはもう40年も前に建ったものだから、当然、いろいろ変えるところがあると思いますが、障害者が使えるような、機能だけはよろしくお願いします。

**委員長** ありがとうございます。

報告は以上となります。

---

#### ◎その他

**委員長** 事務局、ほかに何かありますか。

**教育企画課長** 会議の日程以外は特にございません、次回の。

**委員長** 委員の皆さん、何かありますか？

もう疲れて声も出ない。

そうですか。

それでは、次回の日程をお願いします。

**教育企画課長** 平成27年3月定例会議でございますが、3月12日木曜日、午後2時から、こちら5階会議室開催でいかがでしょうか。

**委員長** よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは確認いたします。次回教育委員会会議は、平成27年3月12日木曜日、午後2時から、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

---

◎閉 会

**委員長** 以上をもちまして、平成27年2月定例教育委員会会議を閉会いたします。

長時間、どうもありがとうございました。

閉会 午後 7時22分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員